楢葉町第3期障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画 (素案)

目 次

第1	章 計画の策定にあたって	1
1.	. 計画策定の背景	1
2	. 計画の位置づけと性格	, 2
3	. 計画期間	. 3
4	. 計画の策定について	. 4
5	. 計画の推進について	. 5
Ū	(1) 楢葉町地域共生ケア会議(楢葉町地域包括ケア推進体制)	
	(2)双葉地方地域自立支援協議会	
	(3) PDCAサイクルによる進捗管理	. 5
第2	?章 現状と課題	6
1.	. 人口及び手帳所持者の推移	. 6
	(1)人口の推移	
	(2)手帳所持者の推移	. 7
2	. 障がい者を取り巻く状況	. 9
	(1)避難指示解除後の町内の状況	. 9
3	. 住民アンケート結果	11
	(1)帰町の意向と地域生活のための支援について	
	(2) 生活上での介助・支援の状況について	
	(3) 相談支援体制と情報提供について(4) 就労支援体制について(4) 就労支援体制について	
	(5) 差別解消と権利擁護の推進について	
	(6) 災害時の避難等について	
	(7) 障がい児の子育て等について	23
4	. 計画策定における課題 2	25
	(1) 各調査結果・施策評価からみられる現状・課題	
	(2)障がい者・高齢者の現状から導かれる共通課題の整理	27
第3	3章 楢葉町の障がい者施策の方向	28
1	. 基本理念2	28
2	2. 施策の体系 第3期障がい者計画2	29
	↓章 障がい者福祉施策の推進	
	基本目標1.みんなが助け合い支え合う仕組みがある	
ま	きがなり	
	重点施策 1 誰もが相談できる相談支援体制の強化・充実(1)総合相談窓口の設置	
	(1) 総合相談総口の設置(2) 地域包括支援センターの強化	31
	(3) 相談支援事業所等の強化	

重点施策2 誰もが支援を選択し利用できる支援体制の強化	년 34
(4)地域共生ケア会議の強化・充実	
(5)障害児支援体制の整備	
(6)権利擁護の推進	
(7) 在宅生活を支えるサービスの充実	
(8) 法人間の協働・連携	
(9) 福祉施設・サービス等の多目的活用の構築	
(10) 介護予防・健康づくりの充実・推進	
(11) 施設入所者等の地域生活への移行	
基本目標2. みんなが参加しやすくつながりが持てるまちづくり	
重点施策3 誰もが活動・参加できる機会の充実	
(12) ワーキンググループ (課題解決の協議の場) の発展的	
(13) 就労の場づくりと開拓	
(14) 誰もが参加しやすい集いの場の推進	
(15) ボランティア体験から福祉人材の開発(16) ボランティア活動の推進・強化	
(17) 活動をとおした心身の充実	
基本目標3.みんなが安心して共に暮らせるまちづくり	
重点施策4 つながりが持てる地域づくり	
(18) 地域包括ケアシステムの強化(19) オタ医療へ獲短が連携の推進	
(19) 在宅医療介護福祉連携の推進 (20) 支え合い活動(見守り)の創出	
(21) 支え合い石動(見寸り)の創出(21) 支え合い町づくり推進機能の仕組みづくり	
(22) 災害や感染症対策に係る体制整備	
(23) 地域における普及啓発の実施	
第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの推	進
1. 第6期障がい福祉計画 (1) 基本指針の見直し	
(2) 障がい福祉サービスの成果目標の設定	
(3) 障がい福祉サービス等の全体像	
(4) 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	63
2. 第2期障がい児福祉計画	
(1)多様なニーズに対応するための障がい児福祉サービス (2) 際がい短がせ、バスの成果只煙の熱宮	
(2)障がい福祉サービスの成果目標の設定 (3)障がい児福祉サービスの全体像	
(4) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策	75
(1) 〒77 ・ 元田正ノ こハツルルグ生ご惟休水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資 料 編	78
楢葉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱	78
楢葉町第3期障がい者計画等の策定経過	
「日本っ」なり対する。 「日田日 女く人をたましょ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· / J

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

人口の減少が進む我が国では、超高齢化社会への進行が加速しています。このことは、障がい者の高齢化に加え、高齢になってから障がい者になる人の増加、障がいの重度化、障がい者を支える家族の高齢化等、多くの問題を顕在化させています。その他にも、医療的ケアを必要とする重度障がい者等及び精神障がい者の地域移行の支援や成年後見制度も含めた意思決定支援等の障がい者施策に関する課題も大きくクローズアップされています。

国の取り組みでは、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。

さらに平成25年9月に「第3次障害者基本計画(計画期間平成25~29年度)」を公表、「障害者の権利に関する条約」は平成25年12月の締結のための国会承認、平成26年1月の条約の公布を経て翌2月より我が国に効力が生じることとなりました。

また、平成25年に成立した「障害者雇用促進法」と「障害者差別解消法」については 平成28年から施行されており、経済的自立の支援にむけた具体的な取り組みが進みつつ あるのと同時に、過重な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くための合理的な配 慮を行わなければならないと定められています。

そして、国の障害者基本計画(第4次計画)が平成30年3月に閣議決定され、障がいのある人の社会参加をさらに促進し、様々な場面で活躍を支援しながら共生社会を実現していくことが目標となっています。

加えて、福祉分野においては「共生社会の実現」も目指すべき事項として、障害者総合支援法及び児童福祉法、社会福祉法に盛り込まれ、法律の一部改正も行われています。 支え合う一人ひとりが「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指し、障がい福祉分野においては地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者の両方が使える「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されています。

また、平成30年4月の「社会福祉法」の一部改正により、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

そして、地域共生社会の実現を目指す取組を推進するための社会福祉法等の改正が予定されています。(施行期日:令和3年4月1日)今回の改正では、「地域共生社会」を充実するべく、任意事業として「重層的支援体制整備事業」を新たに設け、介護、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を市町村などがより柔軟に整備できるようにすることを目的としています。従来型の支援体制だけでは対応が困難な課題が多くなり、支援対象を超えた重層的な支援体制づくりに福祉関係計画全体で取り組んでいくことが求められています。

今回、「楢葉町第2期障がい者計画」「楢葉町第5期楢葉町障がい福祉計画」「楢葉町第1期楢葉町障がい児福祉計画」の計画期間の終了を受け、上記の障がい者・障がい児を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、より具体的で実効性のある施策を実施していくために本計画を策定します。

2. 計画の位置づけと性格

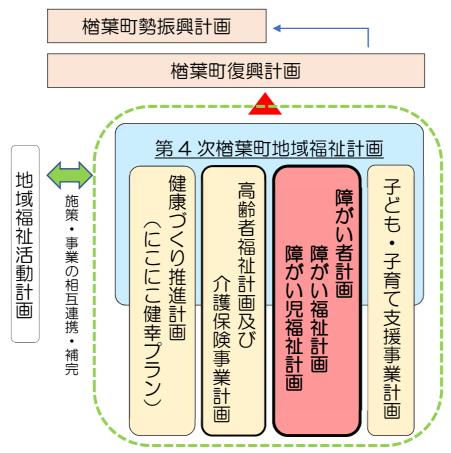
本町では、障がい者福祉施策の総合的な推進を図るため、「第3期障がい者計画」「第6期楢葉町障がい福祉計画」「第2期楢葉町障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定します。

■各計画の説明

計画名	内容			
障がい者計画 (P1からP56)	障害者基本法第11条に基づく、障害者施策全般の基本的方向性 と目標を掲げる中長期の計画です。障がいのある人の暮らしを取り 巻く広範囲な施策分野を含む障がい者施策の総合的な計画です。			
障がい福祉計画 (P57 から P71)	障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障がい福祉サービス推進等の具体的な目標を掲げたもので、障がい者計画の生活支援部分を具体的に示します。			
障がい児福祉計画 (P72 から P77)	障がい児福祉計画は、改正児童福祉法が平成30年度より施行されることに伴い、児童福祉法第33条の20に基づく計画で、障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめます。			

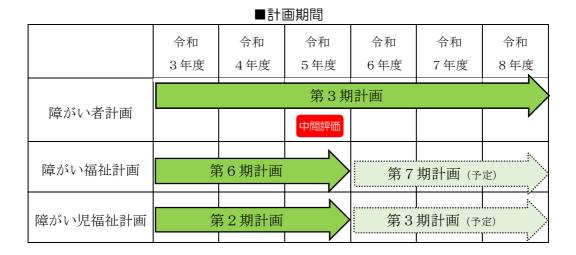
■計画の位置づけ

地域共生社会の実現に向けて、上位計画である第4次地域福祉計画の基本理念と基本目標を同一にし、福祉分野の関係計画(障がい者計画等、高齢者福祉計画等、子ども・子育て支援計画、健康づくり推進計画、地域福祉活動計画)との整合性を図り、本町の地域福祉を強力に推進していきます。



3. 計画期間

計画期間については、第3期障がい者計画は令和3年度から令和8年度までの6年間として策定しています。また、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は計画期間が3年間と定められていることから、令和3年度から令和5年度をその期間とします。そのため、第3期障がい者計画についても、中間評価を行い施策の見直し等を行いながら推進していきます。



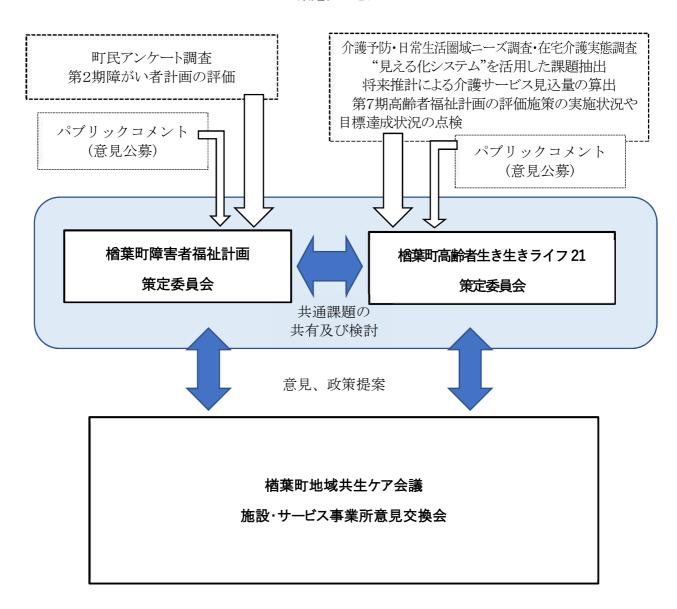
3

4. 計画の策定について

本計画の策定にあたっては、楢葉町障害者福祉計画策定委員会において、下記の事項を基に協議を重ね策定しました。

- ・楢葉町障がい者計画等策定に向けたアンケート調査結果 (令和2年7月2日~17日)
- ・第5期計画の期間中の施策の実施状況や目標達成状況の点検、楢葉町地域共生ケア会議や施設・サービス意見交換会と、同時期に策定する「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の高齢者生き生きライフ21策定委員会において協議した内容から共通の課題。
- ・パブリックコメント (意見公募) (令和2年12月(予定))。

■策定プロセス

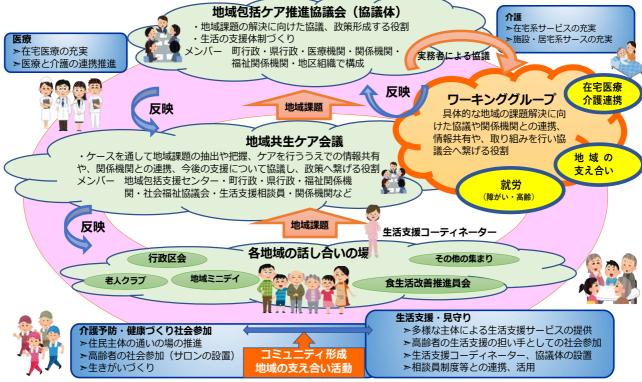


5. 計画の推進について

(1) 楢葉町地域共生ケア会議(楢葉町地域包括ケア推進体制)

障がい者施策の理念の礎である「共生社会」の実現にむけて、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で自分らしく過ごすことができるよう、地域共生ケア会議において様々な課題の検討や協議をし、本計画の推進につなげていきます。

楢葉町地域包括ケア推進体制



出典:住民福祉課

(2) 双葉地方地域自立支援協議会

障がい者施策全般及び地域のシステムづくりの協議の場として、双葉郡内の共通課題を提言し、本計画の推進につなげます。

(3) PDCAサイクルによる進捗管理

計画の実現にむけて、PDCAサイクルのプロセスを循環させながら、計画内容と 実際の利用状況、整備内容等を障害福祉計画策定委員会にて点検・評価するとともに 課題の検討を行います。

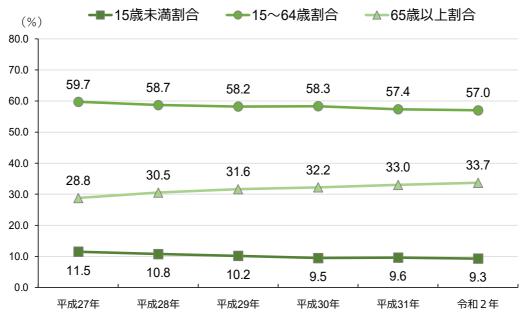
第2章 現状と課題

1. 人口及び手帳所持者の推移

(1)人口の推移

住民基本台帳による令和元年度の町の人口は6,784人です。近年は微減傾向が続いています。年少人口及び生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口及び高齢化率は増加傾向です。





[出典:住民基本台帳 各年度末]

(2) 手帳所持者の推移

各手帳所持者の推移は減少傾向です。その中でも療育手帳所持者数と身体障害者手 帳保持者数の減少率が高く、平成29年度から令和元年度でともに2.8割減少しています。

■手帳所持者数の推移

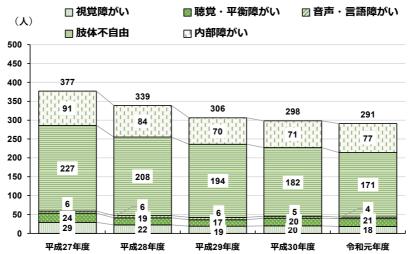


[住民福祉課調べ]

身体障害者手帳所持者の年代別では、各年代で減少傾向です。身体障害者手帳の種類別では、肢体不自由の割合が最も高く、人数は減少傾向です。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年代別)

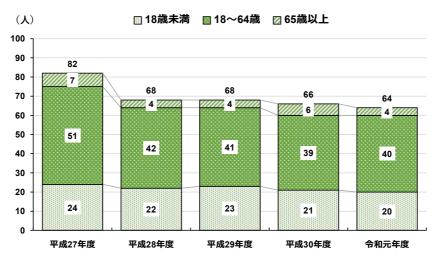




〔住民福祉課調べ〕

療育手帳の年代別では、18~64歳が最も多く、増加傾向にあります。療育手帳の程度は、AよりBが多く、人数は減少傾向です。

■療育手帳所持者数の推移(年代別)



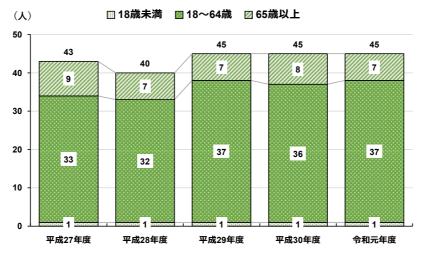
■療育手帳所持者数の推移(種類別)



〔住民福祉課調べ〕

精神障害者保健福祉手帳の年代別では、18~64歳が最も多く、人数も増加傾向です。

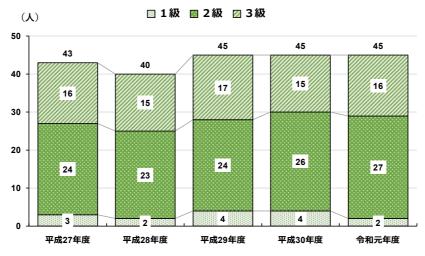
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年代別)



〔住民福祉課調べ〕

精神障害者保健福祉手帳の等級は、2級が最も多く、増加率も高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(種類別)



〔住民福祉課調べ〕

2. 障がい者を取り巻く状況

(1) 避難指示解除後の町内の状況

本町は、平成27年9月5日午前0時に避難指示が解除され、本庁舎は町内に戻りました。町内居住者の状況は令和2年10月末現在で、住民基本台帳人口が6,771人、2,988世帯であるのに対して、町内居住者は4,036人、2,049世帯となっており、町内居住割合は、人口が59.6%、世帯は68.6%となっています。



- ※平成29年度~令和元年度までは年度末現在
- ※平成28年度は3月3日現在
- ※令和2年度は10月末現在

楢葉町の保健・医療・介護・福祉等の社会資源の状況 令和2年12月末時点

医療



平成 27 年 10 月再開 ときクリニック 内科、小児科(週4日)

令和2年6月開局

調剤、市販薬販売、サロン

福島県ふたば医療センター 附属病院(富岡町)に開所 二次救

ならは薬局

週5日半



平成28年7月再開 蒲生歯科医院 调5日



平成28年2月診療開始

福島県ふたば医療センター 附属ふたば復興診療所

- · 内科 (週 5 日)
- ・整形外科 (週3日)



富岡消防署臨時拠点 楢葉分署

平成28年9月から初期救急開始



高野病院(広野町) 二次医療、在宅診療

行政・関係機関



平成 29 年 4 月再開 楢葉町保健福祉会館

楢葉町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 介護予防事業所 ボランティアセンター 地域交流サロン (H31.3~)



平成 27 年 9 月 楢葉町役場 平成31年4月 **楢葉町子育て世 代包括支援セン**



楢葉町地域包括支援センタ

生活支援コーディネーター 認知症地域支援推進員



平成30年4月診療

まなび館

平成 28 年 7 月 小学校を生涯学習の場 として活用



ならはスカイアリーナ 平成31年4月 屋内運動場・プール 楢葉町スポーツ協会

基幹相談支援センター ふたば

平成 29 年 4 月 双葉8町村の相談支援の拠点 (障がい者等の総合的な相談 支援を関係機関と連携実施)

相談支援事業所 マハロふたば

平成31年4月 障がい者等に対し福祉情報の 提供や障害福祉サービスの利 用調整を実施

NPO法人 シェルパ

まなび館の教室を借りて事業 を展開 <実施事業>

移動支援、障がい者の居宅介 護、日中一時支援

婦人会



ご本人・ご家族







平成28年3月再開 特別養護老人

デイサービスセンター 「やまゆり荘」

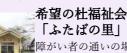
ホームヘルプサービス

介護サービス事業所

平成 27 年 11 月再開

楢葉パトロール隊

介護・障がい者 サービス提供機関



「ふたばの里」 障がい者の通いの場 月1回サロン開催

平成 30 年 11 月 就労継続支援B型



ホーム 「リリー園」

双葉地方権利擁護 支援センター8色

令和2年10月 権利擁護支援の中核と なる機関

(相談支援、普及啓 発、受任者調整)



平成29年4月再開 あおぞらこども園 子育て支援センター



ならは CANvas (一般社団法人ならはみらい) 平成 30 年 コンパクトタウン内に商業

施設や交流館がオープン



郵便局



双葉警察署楢葉駐在所



JAバンク (福島さくら農業協同組合)

3. 住民アンケート結果

計画策定にあたって実施した町民アンケート調査については、令和2年7月1日を 基準日に実施しました。対象者については、64歳以下の方で身体障害者手帳・精神障 害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している方及び障がい福祉サービス等を利用して いる方です。

■アンケート結果回収状況

配布数	回収数	回収率
171 件(対象者から無作為に抽出)	65 件	38.0%

※65歳以上の方については、第8期楢葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において 町民アンケートを実施しているため、本計画では実施しておりません。

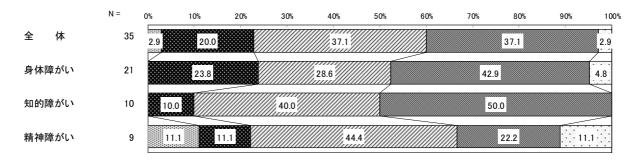
(1) 帰町の意向と地域生活のための支援について

問 将来、楢葉町に帰りたいと思うかどうか(%)

全体では、「今はまだ判断できない」(前回調査29.9%)、「帰らない」(前回調査24.7%)がともに37.1%、「状況が許せば帰りたい」が20.0%、「できるだけ早く帰りたい」が2.9%(前回調査16.9%)となっています。

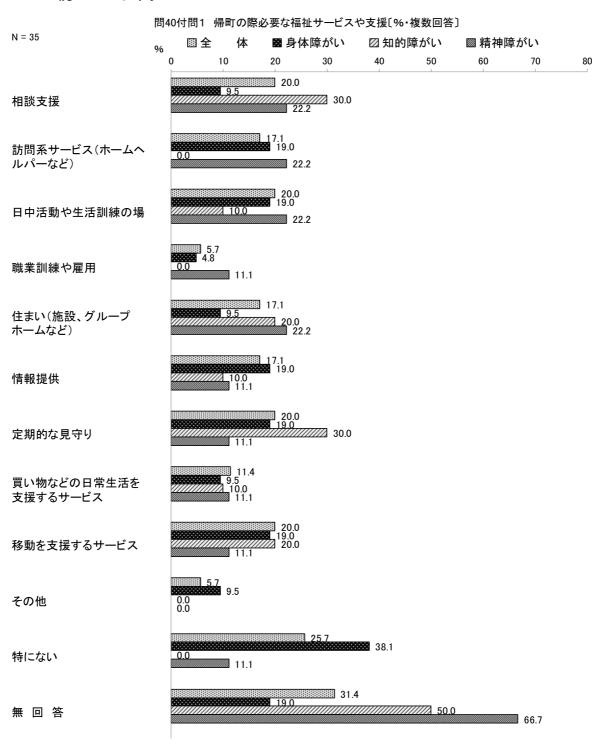
問40 楢葉町への帰町意向[%]

園できるだけ早く帰りたい 圏 状況が許せば帰りたい ☑ 今はまだ判断できない ◎ 帰らない □ 無 回 答



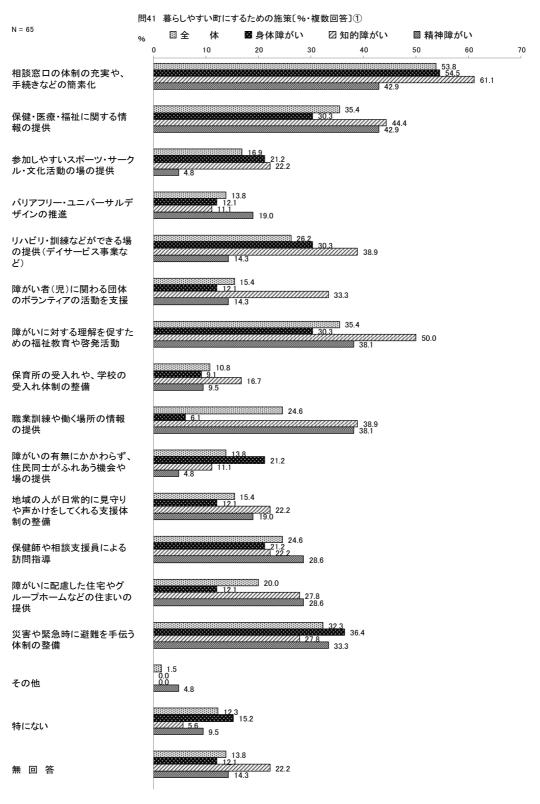
問 地域で生活するための支援として必要なもの(%・複数回答)

全体では、「特にない」が25.7%と多く、「相談支援」、「日中活動や生活訓練の場」、「定期的な見守り」、「移動を支援するサービス」がそれぞれ20.0%、「訪問系サービス(ホームヘルパーなど)」、「住まい(施設、グループホームなど)」、「情報提供」が17.1%で続いています。



問 障がい者が暮らしやすいために必要なこと(%・複数回答)

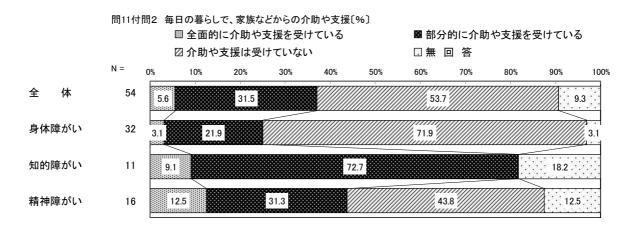
全体では、「相談窓口の体制の充実や、手続きなどの簡素化」が53.8%、「保健・医療・福祉に関する情報の提供」、「障がいに対する理解を促すための福祉教育や啓発活動」がともに35.4%、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が32.3%、「リハビリ・訓練などができる場の提供(デイサービス事業など)」が26.2%、「職業訓練や働く場所の情報の提供」、「保健師や相談支援員による訪問指導」がともに24.6%となっています。



(2) 生活上での介助・支援の状況について

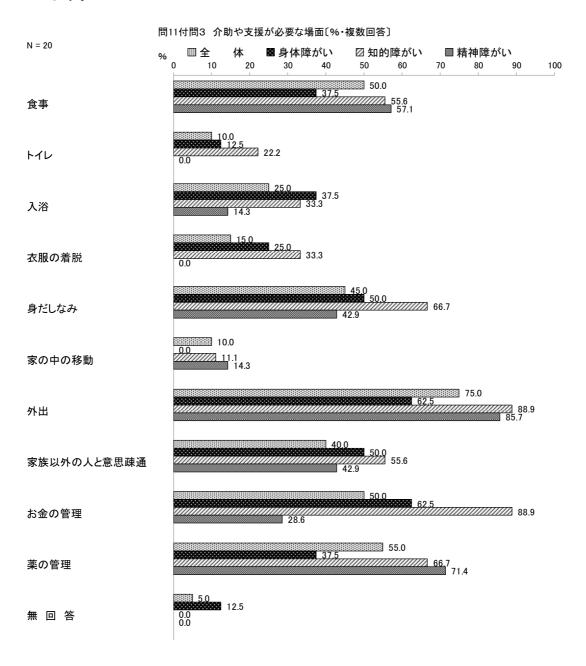
問 家族などからの介助や支援の有無(%)

全体では、「介助や支援は受けていない」が53.7%(前回調査41.3%)、「部分的に介助や支援を受けている」が31.5%、「全面的に介助や支援を受けている」が5.6%(前回調査15.2%)となっています。



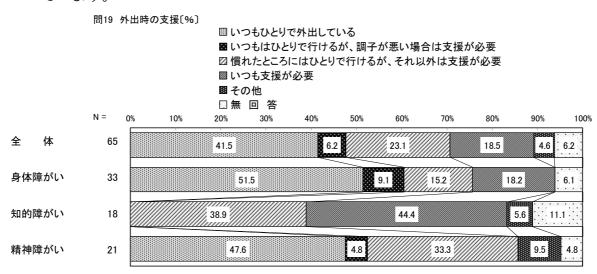
問 介助や支援をうける時(%・複数回答)

全体では、「外出」が75.0%、「薬の管理」が55.0%「食事」と「お金の管理」がと もに50.0%、「身だしなみ」が45.0%、「家族以外の人との意思疎通」が40.0%、「入浴」 が25.0%、「衣服の着脱」が15.0%、「トイレ」と「家の中の移動」が10.0%となって います。



問 外出の時の支援の必要性(%)

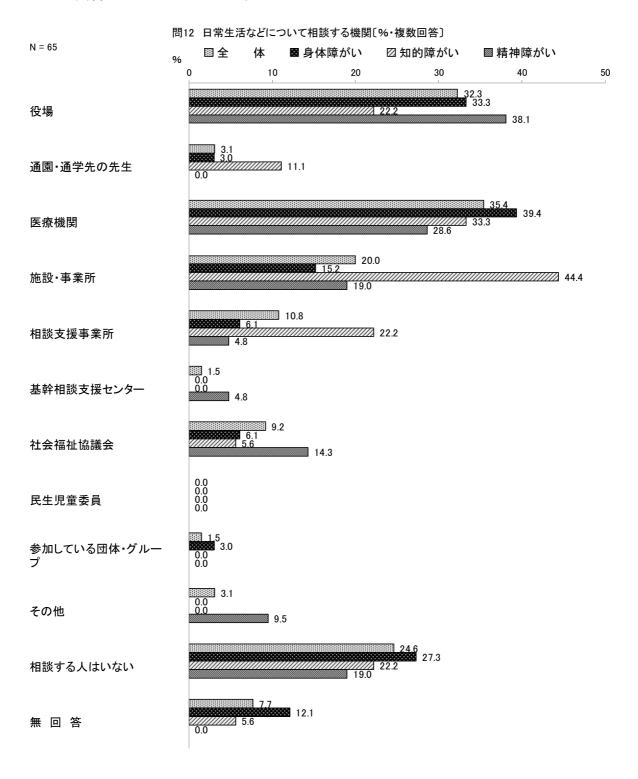
全体では、「いつもひとりで外出している」が41.5%、「慣れた所にはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要」が23.1%、「いつも支援が必要」が18.5%(前回調査39.0%)、「いつもはひとりで行けるが、調子が悪い場合は支援が必要」が6.2%となっています。



(3) 相談支援体制と情報提供について

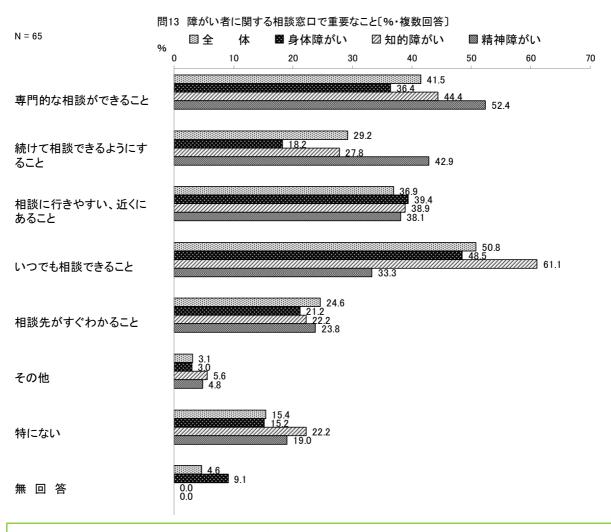
問 家族の日常生活や福祉サービスの相談機関(%・複数回答)

全体では、「医療機関」が35.4%、「役場」が32.3%(前回調査44.2%)、「相談する人はいない」が24.6%「施設・事業所」が20.0%、「相談支援事業所」が10.8%(前回調査35.1%)、「社会福祉協議会」が9.2%、「通園・通学先の先生」が3.1%、「基幹相談支援センター」、「参加している団体・グループ」がともに1.5%、「民生児童委員」の回答はありませんでした。



問 相談するところで重要だと思うこと(%・複数回答)

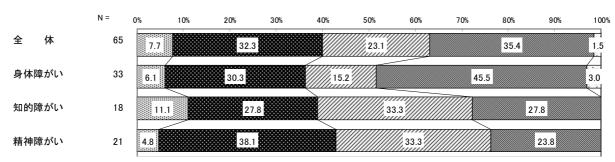
全体では、「いつでも相談できること」が50.8%と多く、「専門的な相談ができること」が41.5%、「相談に行きやすい、近くにあること」が36.9%(前回調査48.1%)、「続けて相談できるようにすること」が29.2%(前回調査41.6%)、「相談先がすぐわかること」が24.6%となっています。また、「特にない」は15.4%でした。



問 福祉のサービス等に関する情報の伝達(%)

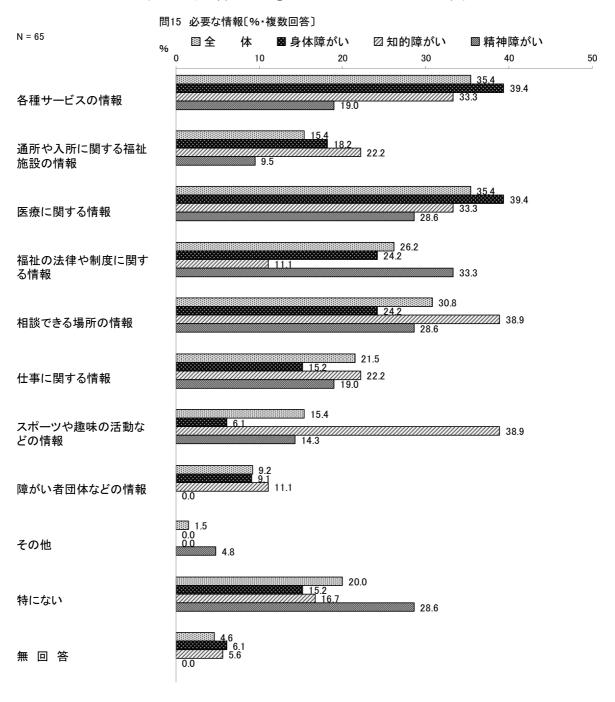
全体では、『伝わってこない(「あまり伝わってこない」「伝わってこない」の合計)』が58.5%と多く、『伝わってきている(「ある程度伝わってきている」「伝わってきている」の合計)』が40.0%となっています。

問14 福祉のサービス等に関する情報の伝達度[%] 図 伝わってきている 図 ある程度伝わってきている 図 あまり伝わってこない 図 伝わってこない □ 無 回 答



問 必要な情報について(%・複数回答)

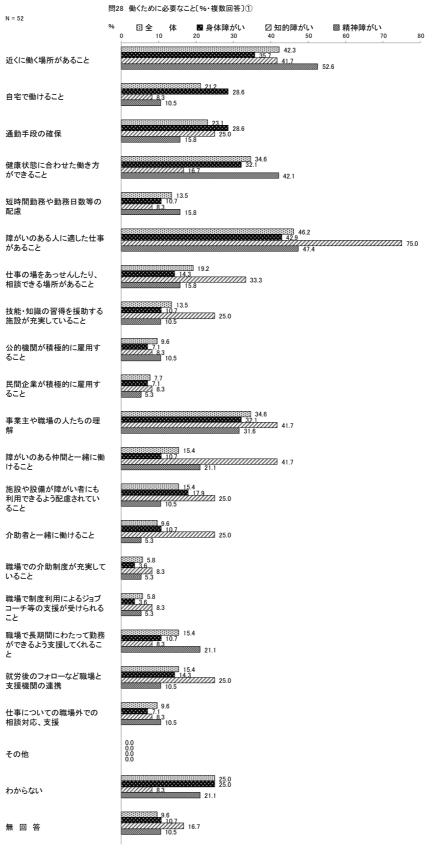
全体では、「各種サービスの情報」と「医療に関する情報」がともに35.4%と多く、「相談できる場所の情報」が30.8%、「福祉の法律や制度に関する情報」が26.2%、「仕事に関する情報」が21.5%、「通所や入所に関する福祉施設の情報」(前回調査31.2%)と「スポーツや趣味の活動などの情報」がともに15.4%、「障がい者団体などの情報」が9.2%である。また、「特にない」が20.0%となっています。



(4) 就労支援体制について

問 働くために必要なこと(%・複数回答)

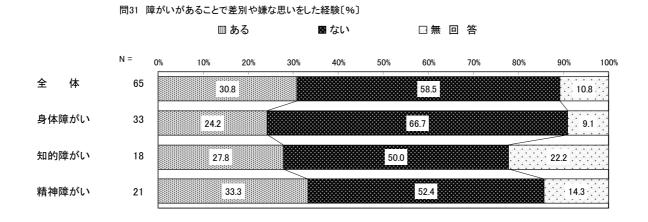
全体では、「障がいのある人に適した仕事であること」が46.2%(前回調査28.1%)で最も多く、「近くに働く場所があること」が42.3%、「健康状態に合わせた働き方ができること」、「事業主や職場の人たちの理解」がともに34.6%で続いています。



(5) 差別解消と権利擁護の推進について

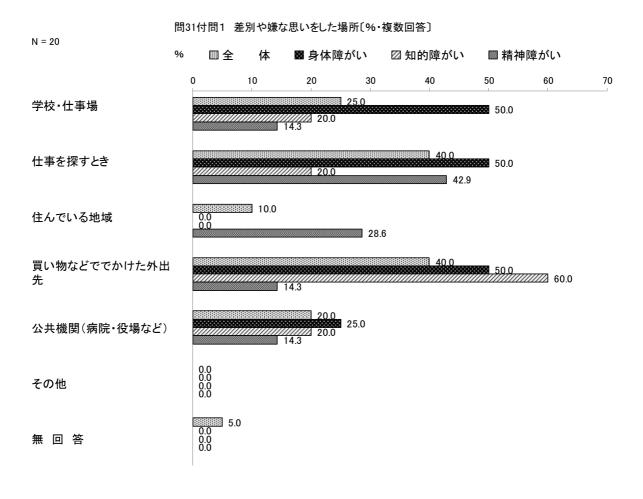
問 障がいあることで差別や嫌な思いをした経験(%)

全体では「ない」が58.5% (前回調査48.1%)、「ある」が30.8%となっています。



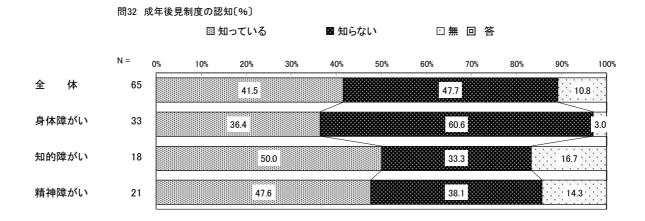
問 差別や嫌な思いをした場所について(%・複数回答:差別や嫌な思いをしたことがある人)

全体では、「買い物などででかけた外出先」(前回調査52.0%)と「仕事を探すとき」が40.0%と多く、「学校・仕事場」が25.0%(前回調査40.0%)、「公共機関(病院・役場など)」が20.0%、「住んでいる地域」が10.0%(前回調査28.0%)となっています。



問 成年後見制度の認知(%)

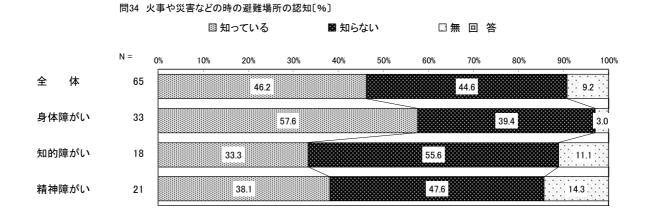
全体では、「知らない」が47.7%、「知っている」が41.5%となっています。



(6)災害時の避難等について

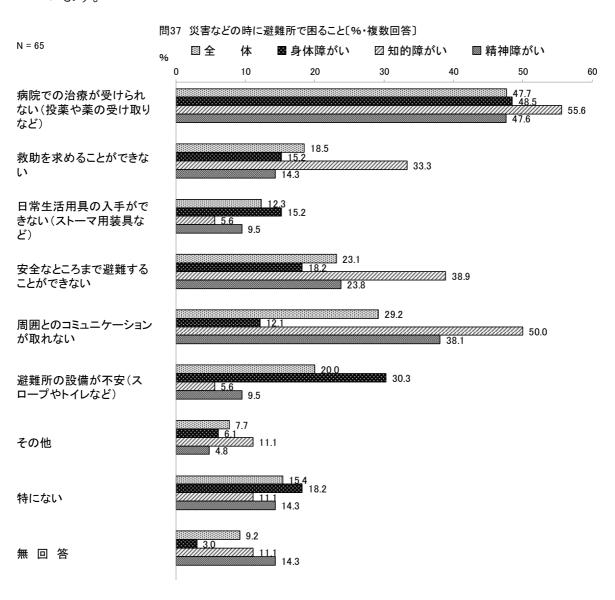
問 災害などの時の避難場所を知っているか(%)

全体では、「知っている」が46.2% (前回調査20.8%)、「知らない」が44.6% (前回 調査62.3%)となっています。



問 避難所で困ること(%・複数回答)

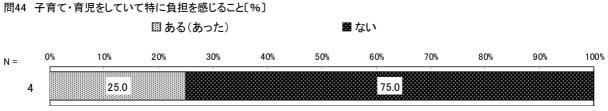
全体では、「病院での治療が受けられない(投薬や薬の受け取りなど)」が47.7%と最も多く、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が29.2%、「安全なところまで避難することができない」が23.1%(前回調査35.1%)、「避難場所の設備が不安(スロープやトイレなど)」が20.0%、「救助を求めることができない」が18.5%となっています。



(7) 障がい児の子育て等について

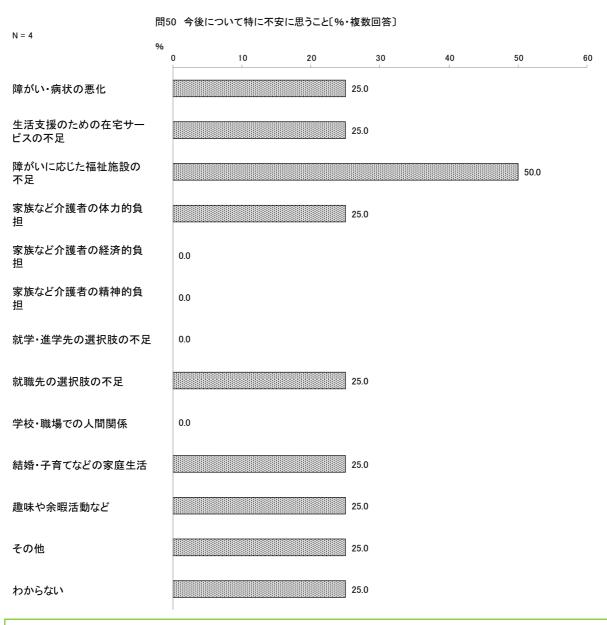
問 子育て・育児をしていて特に負担を感じること(%)

回答数は少ないが、全体では「ない」が75.0%、「ある(あった)」が25.0%でした。



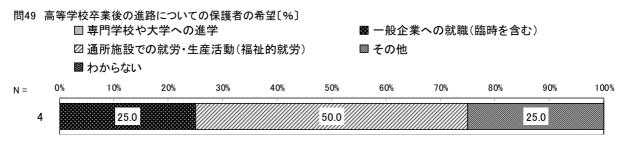
問 お子さんの今後について特に不安に思うこと(%・複数回答:主な回答)

回答数は少ないが、全体では「障がいに応じた福祉施設の不足」が50.0%と多く、「障がい・病状の悪化」、「生活支援のための住宅サービスの不足」、「家族など介護者の体力的負担」、「就職先の選択肢の不足」、「結婚・子育てなどの家庭生活」、「趣味や余暇活動など」、「その他」、「わからない」がそれぞれ25.0%となっています。



問 高等学校等を卒業後の希望する進路(%)

回答数は少ないが、全体では「通所施設での就労・生産活動(福祉的就労)」が50.0% と多く、「一般企業への就職(臨時を含む)」、「その他」がともに25.0%となっています。



(1) 各調査結果・施策評価からみられる現状・課題

令和2年7月に実施したアンケート調査や地域共生ケア会議、住民意見交換会、施設・サービス事業所意見交換会、また第2期障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の施策評価等から提出された主な課題は次の通りです。

退は次の通り	東評価寺から提出された王な誅	0 分 1 効 障 ルマ・元 油 作品 画 の ル	
課	できていないこと	できていること	
相談	・親の高齢化及び親なき後の支援が 求められている。 ・相談者からの多様かつ複雑なニー ズに、的確な相談対応が求められ ている。 ・専門的な相談窓口の周知が徹底さ れていない。 ・就労支援体制の構築が求められて いる。	・今後も、現在の生活を継続したいという回答が多く、前回調査よりも増えている。 ・現在障がい福祉サービス等を利用している人は、継続して利用したいという意向がみられる。	アン ケート から
社会資源	・服薬相談や入院時の連携体制の構築が必要である。 ・見守りや支え合いの体制づくりを強化する必要がある。 ・ボランティア等によるちょっとした支援が求められている。	・障がい者と高齢者の支援内容を検 討することができるため、家族全 体をみて支援をすることができ る。(複合的な課題を抱える家族を 支援することができる。) ・多職種が集まり、話し合える場が	地域共生ケア会議
	・気軽に通える集いの場や交流の場が少ない。 ・共生社会の推進が求められてい	ある。 ・支援の役割分担を明確に決めることができる。	
生きがし(就	る。 ・成年後見制度が利用できる体制づくりが求められている。 ・相談対応を強化し、相談種別を問わない相談体制が求められている。(総合相談窓口等) ・緊急時に対応できる体制づくりや資源が不足している。 ・障がい者も高齢者も通える場が求められている。	・モニタリングの実施により、支援 内容の進捗管理ができている。 ・事例検討を実施し、支援者の気付き の力を身に着けることができる。 ・事例を通し、地域課題の把握がで きる。	
町のサー	・障がい者の就労支援の強化が求められている。 ・総合相談窓口の連携体制 ・就労(高齢・障がいが一緒に働け	・双葉郡内8町村が共に考え、協議できる体制がある。	事業
	・祝方(高師・障がいが一緒に働ける場)の場と就労の定着・社会資源の不足(在宅サービス)・事業所の人材不足・双葉郡内に、療育の場が少ない。	(双葉地方自立支援協議会等) ・地域包括ケアシステムの構築が進んでいる。	所か ら
組織的	・相談支援体制の確立 ・専門相談窓口の周知 ・障がい者が日中気軽に通える場所 ・身近な就労支援体制の構築 ・ボランティア活動の担い手 ・親の会の活動再開	・地域包括ケアシステム推進体制の整備が進んでいる。・地域のつながりが構築されている。・地域生活支援拠点の整備の検討が進んでいる。	施策評価から
J	720~7 五 ~7 /日 20 丁 [7]	~~····································	

課題

相談窓口

社会資源の不足

生きがい・役割 (就労)

町のサービス・ 取組み

組織的な改革

でき	ていること	できていないこと
ている。 ・権利擁護支援 権利擁護支援 ・双葉郡内にお	生ケア会議が機能し センターを設置し、 に力を入れている。 いて、子どもを対象 1談会が再開してい	・障がい者も対応できる居宅介護事業所が少ない。 ・障がい児通所施設が少ない。

(2) 障がい者・高齢者の現状から導かれる共通課題の整理

今後、共生社会の実現に向けて、障がい者施策と高齢者施策において共通の課題は、 効果的、包括的に取り組んでいくことが求められることから、計画の策定段階で、共 通の課題について整理しました。

く意見のまとめ>

【障がい (現状・課題)】

- ・身近に相談できる窓口が少ない。
- ・専門相談窓口・障がい者虐待防止 センターの周知が徹底されていない。
- ・各相談機関の連携体制が確立されていない。
- 福祉サービスにつながるまで時間がかかってしまう。
- ・生活困窮の相談窓口が求められている。
- ・障がい児支援に関する相談支援体制の構築が求められている。
- ・在宅サービスの強化がより求められている。(人・場所・サービス)
- ・成年後見制度が利用できる体制づ くりが求められている。
- ・災害時の支援体制の整備が必要。
- ・日中活動の場が少ない。
- ・服薬管理の支援が求められている。
- ・居宅介護事業所 (ヘルパー) が人員共 に不足している。
- ・双葉郡内に障がい児通所施設がない。
- ・双葉郡内に障害児計画相談支援事業所が少ない。
- ・見守り体制が保てる地域づくりが求められている
- ・社会参加の場や生きがいを感じられる活動 の場が必要。
- ・特技をいかして活躍できる場が必要。
- ・就労先の開拓が求められている。
- ・ボランティアのメニューや人材確保が求め られている。
- ・柔軟な支援方法が求められている。
- 分野横断的な組織体制の強化が必要。

【高齢(現状・課題)】

- ·相談窓口の周知が徹底されて いない。
- ・相談内容に対応する総合窓 口間の連携体制が確立され ていない。そのため、サー ビスにつなげるまでが時間 がかかる。
- ・生活困窮の相談窓口が求めれている。
- ・在宅サービス強化に向けた具 体的な取り組みが必要。
- ・要介護者世帯を支援する体制 づくりが求められている。
- ・見守り体制・声掛けの確立。
- ・施設を活用した在宅支援の整備が必要。
- 介護予防事業の強化が必要。
- ・成年後見制度が利用できる体 制づくりが求められている。
- ・在宅サービスの不足。
- 福祉人材の不足。
- 移動支援、外出付き添い 支援の不足。
- ・認知症への対応の充実。
- ・服薬管理支援が必要。
- ・社会参加の場や生きがいを 感じられる活動の場が必 要
- ・高齢者や障がい者が知識・ 経験・特技をいかして就労 できる場の確保。
- ・誰でも集える通いの場の充実。
- ・縦割りのサービス (制度 ごと)
- 一体的な組織体制の確立

【共通課題】

包括的相談支援 体制の強化・充実 ↓ 重点施策 1

柔軟にサービスが利 用できる 仕組みづくり ↓ 重点施策2へ

> 支える人たちを 支援する場の 体制づくり → 重点施策3へ

社会参加に つながる生きがい・ 役割づくり ↓ 重点施策3・4へ

> 組織体制の 強化・連携 ↓ 重点施策 1・2・3・4へ

第3章 楢葉町の障がい者施策の方向

1. 基本理念

「共生社会」の実現に向けては、分野や年齢で分けることなく町民一人ひとりを尊重し、障がいのある方も支える方も誰もが安心して暮らし続けられる町づくりが必要です。

そのため、関連計画となる「第8期楢葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画本計画」と第4次楢葉町地域福祉計画の基本理念である『みんなで支え合い 幸せを実感できるまち』を共通の基本理念として定め、「~みんながよろこびやつながりを感じながら安心して暮らせるまちならは~」をサブタイトルとし、障がい福祉施策を推進します。

■楢葉町障がい者施策の理念

<u>〈基本理念〉</u>

みんなで支え合い 幸せを実感できるまち

〈サブタイトル〉

~みんながよろこびやつながりを感じながら安心して暮らせるまちならは~

2. 施策の体系 第3期障がい者計画

楢葉町地域共生社会の実現に向け、第4次楢葉町地域福祉計画の3つの基本目標を掲げ、さらに 第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と同じ重点施策を掲げ、その目標を実現させるための 具体的な重点施策及び施策を展開していきます。



「整合性の有無」について、記載している計画名は以下になります。

地:第4次楢葉町地域福祉計画

高:第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

子:第2期子ども・子育て支援事業計画 健:健康づくり推進計画(にこにこ健幸プラン)

地活:地域福祉活動計画

第4章 障がい者福祉施策の推進

基本目標1. みんなが助け合い支え合う仕組みがある まちづくり

重点施策1 誰もが相談できる相談支援体制の強化・充実

施策

(1)総合相談窓口の設置

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

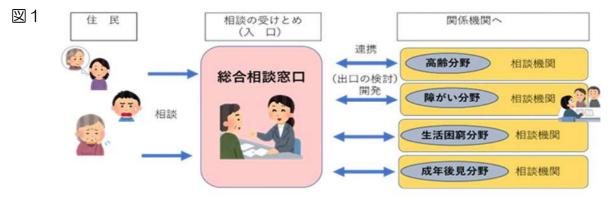
アンケートでは、家族の日常生活や福祉サービスの相談機関として、「医療機関」や「役場」が30%台と多いものの、「施設・事業所」が20.0%、「相談支援事業所」が10.8%と少なくなっています。また、相談で重要なこととして、「いつでも相談できること」や「専門的な相談ができること」が40%強と多く回答されています。このように、アンケート結果や策定委員会からは「相談先が身近でいないこと」「相談担当者の定着が出来ていないこと」が課題としてあげられています。

複合的な課題を抱える世帯が増加傾向にありますが、相談先が分野によって異なり、 サービスにつながるまでに時間がかかってしまう状況がみられます。

施策の方向

福祉に関する(高齢・障がい・生活困窮・成年後見を含めた)相談窓口の一本化を 図り、抱える課題の整理や専門機関との連携など、総合的に対応できる窓口として機 能強化を図り、断らない相談支援を実施します。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①総合相談窓口設置に 向けた検討・設置 ※図1を参照	総合相談窓口設置 に向けた検討・相談 体制整備			町内に1カ所 設置
		主担当課等:住民 地域行	福祉課・ 包括支援センター	
②相談窓口の周知	ならは広報・リーフレットの配布・周知 主担当課等:住民福祉課・地域包括支援センター			ア ン ケ - ト (3)相談支
				援体制と情報 提供(P18) 「相談先がすぐ
				わかること」を 10%に減らす。 (周知徹底)



出典:住民福祉課

(2) 地域包括支援センターの強化

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

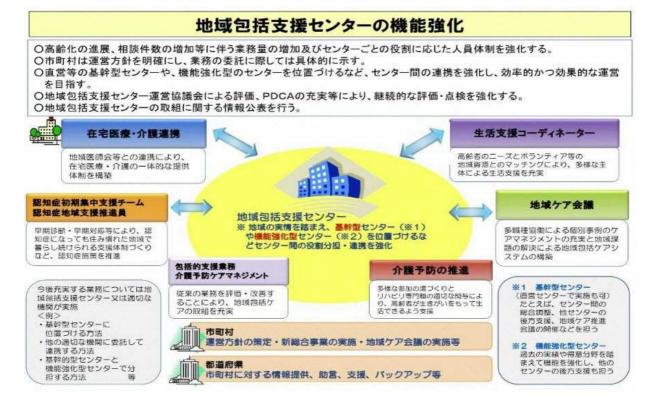
背景

高齢者及び障がい者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域共生ケア会議の運営を業務とし、地域包括ケアシステム構築の深化へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの人員体制と機能の強化は必須となっています。

施策の方向

高齢者・障がい者・生活困窮・成年後見など福祉に関する様々な課題に総合的に対応できる総合相談窓口の設置に向けて、地域包括支援センターの体制強化を実施します。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①地域包括支援センター の人員を増員し、総合 相談窓口体制の整備	此是有样士顿 1、5 军举场举入处1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		相談体制の 構築	
TABAGA ATT IPS - SE VIII	主担当課等:伯	上民福祉課·地域包持 注民福祉課·地域包持	舌支援センター	相談支援の 範囲の拡充



出典:厚生労働省

(3) 相談支援事業所等の強化

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

総合相談窓口の設置でも述べたように、「相談先が身近でいないこと」「相談担当者の定着が出来ていないこと」が課題としてあげられています。受付から相談支援が途切れることなく、障がい者本人やご家族等からの生活全般のニーズにきめ細やかな相談対応が求められています。

施策の方向

楢葉町内においては、地域共生ケア会議を積極的に開催し、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター等と多機関連携を図っており、今後も複合的課題の事例に対応できるよう、連携強化の必要があります。

双葉郡内広域で取り組む相談支援事業については、より一層の相談支援体制の整備が求められており、平成30年度には双葉地方地域自立支援協議会に相談支援体制検討委員会が立ちあがりました。

また、双葉郡内広域での避難が続いている状況のため、避難先に居住する方の相談 支援も同時に求められており、令和3年度より、中核市(いわき市、郡山市、福島市) への相談支援事業を双葉郡内8町村が一体的に実施します。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①相談支援体制の構築 と相談支援事業の強 化	双葉地方地域自 事業の整理を行 を踏まえ、利用者 て体制整備と事	アンケート (3)相談支 援体制と情報提 供について(P1 6)		
	主担当課等:住民福祉課・相談支援事業所・ 基幹相談支援センター			相談先として、 「相談支援事業 所」を50%に 増やす
②他機関との連携体制 の強化	楢葉町地域共生ケア会議等への積極的な参加を進める。相談支援事業所・基幹相談支援センター・福祉事業所・医療機関等との連携の強化を図る。			相談支援事業 所の楢葉町地域 共生ケア会議の 参加件数の増加
				参加工女の地加
		・祖談・支援事業所 括支援センター・基幹	•	
③障がい者相談窓口の 周知	相談支援事業所等の窓口の周知徹底を図る。			(3)の①と 同様
	主担当課等	:住民福祉課・相談 基幹相談支援セン		

関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
身近な相談支援体制の 充実	障がい者の相談支援事業 楢葉町地域包括支援センターでの40~64歳で障がいのある人の相 談、地域共生社会での個別ケース検討 基幹相談支援センターふたばでの相談支援事業所に対する支援と関 係機関との連携、ネットワーク強化 相談支援事業所(マハロふたば、広野町にあるサポートセンター) 双葉地方地域自立支援協議会
高齢・障がい者総合相 談窓口の設置	楢葉町地域包括支援センターを中心にした包括的相談支援体制の整 備
地域における普及啓発 活動の実施	地域での普及啓発活動(シンポジウム)

重点施策2 誰もが支援を選択し利用できる支援体制の強化

施策

(4)地域共生ケア会議の強化・充実

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

地域共生ケア会議は、住民の総合的なケアに資するため、高齢者及び障がい者(児) のケア会議を一体的に運用し、定例開催する地域共生ケア会議とし、随時開催するケー スケア会議で構成されています。

複合的な課題を抱えるケースが増加、世帯支援も増加傾向となり、高齢者の抱える 課題のみならず、子ども、高齢、障がい、生活困窮等の分野などから世帯全体を支援 していくことが求められています。

施策の方向

地域共生ケア会議では、事例検討を通じた地域課題の抽出及び把握から、政策形成 につなげる役割とともに、ケアを行う上での情報の共有及び技術の向上を図る場とし ての役割を担います。ケースケア(個別)会議は、高齢・障がいに限らず、子ども・ 生活困窮に関するケースについても、援助方針を検討、整理する協議の場として活用 し、地域課題を抽出する役割を担います。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①地域共生ケア会議の 強化·充実	性 カシケーフの 物業の担しする			複合的なケース の検討数
	主担当課等:1			

楢葉町地域共生ケア会議 住民福祉課主催 高齢者・障がい者 ケースケア会議は、介護保険制度及び障害者総合支援法に おけるサービス担当者会議:回分を兼ねることもできる。 地域共生ケア会議 政策形成 ✓ 各種事業計画等への位置づけ ✓ 住民・他団体との協議体での検討 社会福祉係 地域包括ケア会議(定例開催 ケースケア会議。随時開催 ✓ 相双圏域会議等での提言等 ○ケースケア会議や地域包括ケア会議で検討した 事例の地域課題を行政へ提言すること・住民ケア 地域包 〇運営主体(対地域包括支援センター だが、連絡者も参集者や事例説明等 事例検討において相互連携 介護保険係 地域課題の抽出 (介護認定調査員) で中心的に参画する。 (連絡者が司会をすることも規定) 地域づくり・資源開発 括支援センタ 多職種間での情報共有住民のケアについて 個別対応策の検討等 地域課題の抽出 程磁衛生機 ○度がい者のケース等で地域包括支 (保健師) 振センターが参加していないものは 共通様式で地域包括支援センターに 連絡 事例提示 提言 地域包括支援センター 社会福祉協議会 (運営主体) ≪参集メンパー≫ 地域包括ケア会議の参集メンバーに加え、ケアマネジャ 民生児童委員、医師·看護師等医療機関関係者、社会福祉事業者、自治会等地区組織、近隣往民等 者相談支援専門員等ケアマネジャー 居宅介護支援事業所 社会福祉事業所 ※事例に関係する者等を必要に応じて参集する。 《参集メンバー》 ※各部門:名以上の参加を基本とする。 地域包括支援センター、住民福祉課(保護衛生孫・介護保険孫・社会福祉孫)、社会 福祉協議会、社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所、保護福祉事務所、ふくしま 提供 心のケアセンター、機業とさわ苑、特別養護老人ホームリリー園、希望の柱福祉会、 NFO法人シェルバ、生活支援相談員、伝設住宅連絡員等 母子·障がい児·高齢者虐待 要保護児童対策地域協議会 関係機関からの相談・連絡 協議会等が地域包括ケア会議に提出したほうがよい 高齢者虐待防止対策連絡会 連絡

捻討

出典:住民福祉課

サービス計画の作成及びサービスの提供

(5) 障害児支援体制の整備

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

住民訪問・気づき

アンケートでは、保護者から「障がいに応じた福祉施設の不足」が50.0%と多く回答されています。現在、双葉郡内には障がい児通所施設がなく、近隣の町村にある施設を利用しています。しかし、住まいの身近な地域での支援体制と移動体制の確保や希望する利用日数の確保が難しいといった課題があげられており、身近な地域で利用できる通所系施設が求められています。

施策の方向

町では、障がいを持つ子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず地域の中で見守られ、心身の健やかな発達が促されるよう、個々のニーズに応じた多様な子育て環境や障がい児の家族を含めた支援体制の整備を保健、教育、子育て、福祉が連携して行っていきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①障がい児通所施設等 の整備	双葉地方地域 で整備する。	障がい児通所施 設等を1か所整 備する		
	主担当課等:信	主民福祉課•基幹相記	淡支援センター	
②障がい児の相談支援 体制の整備	相談支援事業 療機関等と連拍	子どもの セルフプラン率の 減少		
	主担当課等			
③保健・医療・福祉・教 育機関との連携	連携体制をを設置する	協議の場を 1か所設置する		
	主担当課等:住民			
④放課後等の居場所づく り	日中一時支援	(5)の③と 同様		
) In			
	主担当課	等:住民福祉課、教	育総務課	

(6)権利擁護の推進

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援に関する相談が増えてきています。

平成28年5月には成年後見制度利用促進法が施行されていますが、アンケートでは成年後見制度について、「知らない」が47.7%、「知っている」が41.5%との結果が出ており、制度等の普及・利用支援など関係機関が連携して努めることが求められています。

虐待対応についても同様に体制整備や普及啓発が求められています。

施策の方向

障がいや高齢により判断機能が低下した人の権利擁護支援に関しては、地域連携ネットワークを確立し成年後見制度、あんしんサポート(日常生活自立支援事業)や、 生活困窮者自立相談支援事業の利用支援を権利擁護支援センターや社会福祉協議会と 連携して対応します。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①権利擁護支援センター の体制整備と強化	相談支援・広報 の実施 主担当課等:住民: 社会	権利擁護に関する研修会の開催 数件数		
②障がい者虐待防止の 強化	障がい者虐待限 効果的運用の材 主担当課等:住民 基幹	支援センター	障がい者 虐待防止 マニュアルの整備	
③成年後見制度の周知 普及	ならは広報・は デイ等への出	びねす・Fromほう 前講座の実施	うかつ・地域ミニ	アンケート (5)差別解 消と権利擁護の 推進について
	主担当課等:住民福祉 権利擁護	(P21) 成年後見制度の 認知度を50% に増やす		
④成年後見制度の利用 支援	ケースの早	利用支援	地域共生ケア随 時会議の開催 件数	
	主担当課等:相談支援事業所・地域包括支援センター・ 社会福祉協議会・住民福祉課 権利擁護支援センター			
⑤あんしんサポートの推進 (日常生活自立支援事	相談•利用支援			相談·利用件数
業)	主担当			
⑥地域連携ネットワークの 運用	地域共生ケア介護(地域連携ネットワーク会議) の活用			地域連携ネット ワーク会議の 開催
		或包括支援センター 利擁護支援センター		

(7) 在宅生活を支えるサービスの 充実

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

在宅サービスの種類や提供体制が不足している状況が伺えます。介護サービスや障がい福祉サービス以外の生活支援や町独自の在宅福祉サービス等を活用しながら、この地域で暮らし続けることができるよう支援するとともに、生活支援サービスや共生型サービスなどを整備する必要があります。

施策の方向

楢葉町内においても、在宅支援のメニューの再評価、開発の必要性はあり検討を重ねていきます。なお、居宅介護事業所(ヘルパー事業所)の不足については、双葉郡内共通の課題となっており、人員体制の強化と福祉事業所間での連携体制の強化が必要です。双葉地方地域自立支援協議会等を活用し、広域で整備できるよう検討を行います。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標	
①居宅介護事業所(へルパー事業所)の確保	双葉地方地域自立 で体制を整備する する。	町内事業所の連 携体制の強化 検討会の開催数			
	<u> </u>				
	主担当課等∶億				
② 町独自の在宅福祉サービスの事業拡充	町独自の在宅福 サービスメニュー と協議し拡充して	新たなサービスの 開発と休止事業 の再開			
	主担当課等				
③有償ボランティアの導入 に向けた検討		有償ボランティア 制度の構築			
	主担当課等	:住民福祉課•社会	福祉協議会		

(8) 法人間の協働・連携

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

介護・福祉人材の不足が楢葉町及び双葉郡内でも見受けられることから、法人間、 事業所同士の情報共有や人事交流の必要性が高くなっています。

施策の方向

介護・福祉人材不足や利用者への支援の充実と業務の効率化を図っていけるように、 町が調整などの役割を担っていきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①法人間の交流等の仕 組みづくり	• 1	社会福祉協議会なる 交流・研修会等)につ	- 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	検討会の開催
		事業の実施		
		:民福祉課·福祉事業 :会福祉協議会	新	

(9)福祉施設・サービス等の多目的 活用の構築

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

地域の社会資源には限りがあり、福祉サービス等の提供体制にも分野横断的な体制 が求められています。町内の福祉施設の多目的活用の検討が必要です。

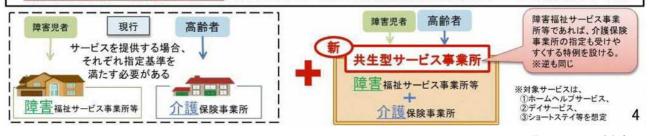
施策の方向

福祉サービス(高齢・障がい)を限られた資源で有効に提供できるように、福祉施設の多目的活用を検討します。

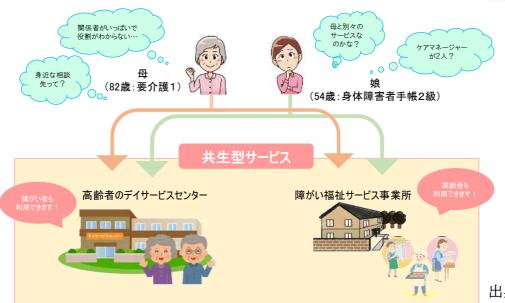
重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①福祉施設の多目的活 用を検討	検討会の開催			検討会の開催
	主担当課等:社会福祉協議会 福祉事業所 住民福祉課 地域包括支援センター			

新たに共生型サービスを位置づけ

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に 新たに共生型サービスを位置付ける。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



出典:厚生労働省



出典:住民福祉課

(10) 介護予防・健康づくりの充実・ 推進

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

アンケート結果から介護予防対策、健康管理と疾病予防対策が課題としてあげられています。また、食事・運動・生活習慣病等の知識の普及が求められています。

施策の方向

ライフステージにあった健康管理、健康づくりを支援するため、健康診断の結果を 踏まえてフォローを行います。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①自立支援と重度化を 防止した健康管理と 体力づくり	一般介護予防事業・地域交流サロン 保健指導等との連携		登録者数	
M-71 7 (9	主担当課等	₹:住民福祉課·社会	福祉協議会	
②若年期からの健康づく		ッジ・元気アップ教室 ブの活用・ヘルシー		定期的な開催
				新規参加者の 増加
	主担当課等:	住民福祉課・楢葉町	「スポーツ協会	/日/川
③保健事業と介護予防の一体的事業の実施		i・訪問歯科指導・訪 ンイル予防・通いの: 相談		対応件数
	主持	旦当課等:住民福祉	課 	

(11) 施設入所者等の地域生活への 移行

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

障がい者の入所、長期入院について、地域生活への移行促進を目指した取り組みが 進められており、国の方針としては、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度 末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することが求められています。

地域において、本人が望む生活を送ることができるよう体制を構築する必要があります。特に精神の障がいがある方については、医療関係機関との連携も必要な状況です。

施策の方向

障がいのある方が、地域生活への移行、地域での生活継続、施設入所の選択のイメージが作っていけるよう支援していきます。

楢葉町では、地域包括ケアシステム構築の深化と共に検討を重ね、地域づくりの観点も踏まえて、支援体制を整備していきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①地域生活支援拠点の 整備	双葉地方地域自	双葉郡内に 1 か所整備		
	主担当課等:住	民福祉課·基幹相談	支援センター	
②精神障がい者にも対応 した地域包括ケアシス	双葉地方地域自り文法協議会や栖葉町地域共生ケー			広域で協議の 場を設置
テムの構築				地域共生ケア会
		え福祉課・地域包括3 注相談支援センター	支援センター	議の開催を年1 回以上

関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
日中活動と生活できる	グループホームの確保
場づくり	日中活動系サービスの推進
地域生活への支援	地域共生ケア会議での個別サービス会議
地域共生ケア会議の充	地域共生ケア会議へ多機関の参加を促進し、連携できる関係づくりを
実	進める。
健康づくり・心の健康の	生活習慣の改善など保健事業に関する情報発信
充実	
成年後見制度について	権利擁護支援の推進(成年後見制度の啓発、利用促進、地域連携
の窓口の充実と強化	ネットワークの構築)
障がい児の発達等にお	子育て世代包括支援センターを中心にした障がい児と保護者への切
ける子育て相談	れ目ない支援の推進
リンクノートの活用	リンクノートの活用
保健、医療、福祉、教育	要保護児童対策地域協議会
との情報共有と協議の	
場の設置	
受け入れ体制の強化	障がい児の通園・通学にあわせた加配保育の実施
放課後等の居場所づく	日中一時支援事業の実施
IJ	
移送サービスの充実	自立支援協議会での移送支援の課題協議

基本目標2. みんなが参加しやすくつながりが持てるまちづくり

重点施策3 誰もが活動・参加できる機会の充実

施 策

(12) ワーキンググループ (課題解決 の協議の場) の発展的活用

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

高齢者・障がい者が活躍・就労できる場づくり、ボランティア活動等、様々なテーマでワーキンググループを開催していますが、ワーキンググループでの議論の結果を 有効に施策に結び付けられるようにしていくことが課題です。

施策の方向

ワーキンググループの運用を充実させ、具体的な支援体制を構築します。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①ワーキンググループの効	ワーキンググループの効果的運用			開催件数
果的運用				
※P5 楢葉町地域包括ケア推 進体制を参照	主担当課等:住民福祉課・地域包括支援センター			テーマ別目的の 設置・実行

(13) 就労の場づくりと開拓

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

障がいがある方の就労支援として「就労先の開拓が必要」といった課題が策定委員会であげられています。アンケートからも働くために必要なこととして、「障がいのある人に適した仕事であること」と「近くに働く場所があること」が40%台と多くなっており、就労訓練や作業内容の拡充、就労先の開拓が求められています。

施策の方向

障がいのある人の社会的・経済的・精神的な自立を促進し、地域での生活が営めるよう、障がい者の就労への支援や、就労先の開拓を進め、企業等の受け入れ先の開拓を図ります。

また、教育機関との連携の仕組みづくりも検討し、特別支援学校等に通う生徒の将来を見据え、職業体験などの場を提供するため検討を図ります。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①障がい者の就労に向け		0 - 11 -		受入れ先の開拓
たワーキンググループの	ワーキンググループの効果的活用			件数
活用				
※P5 楢葉町地域包括ケア推 進体制を参照		主民福祉課・基幹相 地域包括支援センター		

(14) 誰もが参加しやすい集いの場 の推進

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

障害者福祉計画策定委員会では「地域活動支援センターのような機能の場所がある と良い」といった声があげられています。

町内には就労系の通所施設はありますが、就労以外の日中活動の場は無く、通所先 以外でも過ごせるような機会や場所が求められています。

第3次地域福祉計画で位置づけた、地域共生拠点としての「あおぞらこども園」や「まなび館」が、園児・児童の増加に伴い施設利用ができなくなっていくことから、 高齢者や障がい者、若い世代などの多世代交流のできる新たな拠点整備の検討が必要 です。

施策の方向

地域共生社会の実現に向けて、誰もが参加しやすい機会、場所を検討し、生きがいづくりや社会参加ができる環境づくりを行います。また、地域住民が主体的に運営できるリーダー育成も推進していきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①地域活動支援センター の整備	障がい者の相談対応を行い、通いやすい場を双葉郡内 広域で整備する。			広域で協議の 場を設置
	主担当課等:住	民福祉課・基幹相談	炎支援センター	
②地域ミニデイの活用	高齢者、障 <i>危</i> 推進する。	多世代参加型ミニディの運営支		
		援		
	主担当課等			
		ミニデイの交流会 開催		
③地域共生拠点の整備	町全体として地域拠点整備を推進する。			検討会開催
	主担当課等:イ			

(15) ボランティア体験から福祉人 [材の開発

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

アンケートでは、地域の人による支援や協力について、「受けたい」が13.8%となっています。また、地域の人に支援や協力してほしいこととして、「通院の同行」、「あいさつや安否確認などの声かけ」がともに44.4%と多く回答されています。

「他人事」になりがちな福祉の取組を、地域住民一人ひとりが「我が事」として意識づけていくことが重要であり、ボランティア活動を通じて福祉への関心を高めていくことが必要です。

施策の方向

当事者や町民がボランティア活動や福祉体験ができる機会を創出し福祉人材の育成 を図ります。また、支援学校や教育機関と連携をして福祉教育の推進を図ります。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①高齢者、障がい者支援を記による短数は	福祉体	験の開催機会の検	討	検討会の開催
援施設による福祉体 験の機会の開催を検 討		住民福祉課・社会福		福祉体験事業の 実施件数
23		地域包括支援センタ	7 —	

(16) ボランティア活動の推進・強化

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

アンケートでは、地域での手助けを望む先について、「隣近所の人」が16.9%、「ボランティア」が13.8%となっています。

地域共生ケア会議からの地域課題の中には、ボランティア活動に関する内容が多く、ボランティアを必要とする方やボランティア活動をしたい方のニーズが見えています。 単に福祉人材不足の解消の位置付けではなく、「互助」の意識を大切にした取組みが必要です。

施策の方向

ボランティアセンターを中心にボランティアを取り扱う関係機関と連携し、ボランティア登録者及び活動の活性化を図ります。また、住民の生きがいや役割の創出につながるよう事業を実施します。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①ボランティア活動の推進		ドランティア活動の推 化に向けて関係機!		登録者数の増加
	—————————————————————————————————————	活動メニューの 開発		
		福祉協議会(ボラン・福祉課・地域包括す		マッチング数の増加

(17) 活動をとおした心身の充実

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

介護予防・健康づくりの充実・推進でも「健康管理と疾病と予防対策」の課題があ げられ、検討委員会でも「生涯学習との連携も可能では」といった意見もあげられま した。

心身の健康管理と併せて、生涯学習、スポーツ体験等から交流や参加の機会、活動 を通して、社会参加から心身の充実の場が必要とされています。

施策の方向

教育機関、体育協会、保健担当者とも連携しながら協議を行い、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の拡充を図り、社会参加や充実の体験ができる機会を作っていきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①教育機関や体育協会 と連携したスポーツや生		話し合い 実施件数		
涯学習の体験	主担当課			

関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
食事の提供や服薬管理がで きる場の確保	居宅介護での食事の提供 訪問看護 町内の薬局の服薬管理指導
就労定着支援の体制整備	就労機会の確保、働く場と作業の開拓 通所者や就業者が集まれる場所づくり(サロンなど)
スポーツ・レクリエーション・交	スポーツ振興基本計画に基づく、障がい者が参加しやすいス
流活動の充実	ポーツ活動やレクリエーション活動の推進
健診体制の充実・フォロー体 制の確立	健診体制及びフォロー体制の充実
障がい者(児)の保護者の「交	親の会(家族会)再編成と活動支援
流の場」の確保や「親の会」へ	
の支援	

基本目標3. みんなが安心して共に暮らせるまちづくり

重点施策4 つながりが持てる地域づくり

施策

(18) 地域包括ケアシステムの強化

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

子どもから高齢者、障がいのある方も支える方も誰もが自分らしく地域で暮らし続けられるために、支え合いの地域づくりについての意識を幅広く普及していくことを継続する必要があります。

施策の方向

町民が「まじわる・つながる・支えあう」地域づくりをテーマに楢葉のこれからを 共に考える地域包括ケアシステム構築推進シンポジウムの開催(ならはコミュニティ コレクション)を継続して実施します。地域の課題を掘り起こし、課題解決に向けて 町民が思いを伝え合い、これからの楢葉町を話し合う協議の場を設置し、生活の支援 体制づくりに取り組みます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①地域包括ケアシステム		年1回開催		
構築推進シンポジウム				
の開催		住民福祉課·地域包 社会福祉協議会	括支援センター	
②住民と協議・活動する 機会の検討		見交換・活動する機会 ⊃りの再開等の検討		検討会の開催
				ミニデイの協議の
		住民福祉課·地域包 社会福祉協議会	括支援センター	場
③地域包括ケア推進協議会の効率的な活用	地域包括グ	rア推進協議会の定	期的な開催	定期的な開催
13/12 - 27/3 T - 27-07 11 / 13				
ЖР5	主	担当課等:住民福祉	上課	
楢葉町地域包括ケア推 進体制を参照				

(19) 在宅医療介護福祉連携の推進

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

医療と介護福祉の両方を必要とする状態の障がい者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるため、在宅医療と介護福祉を一体的に提供する仕組みを構築し、在宅生活を充実させるため医療関係機関と連携し、在宅生活の支援体制を構築していく必要があります。

施策の方向

地域における医療・介護福祉の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療介 護福祉を提供できるように連携を図ります。

また、ケアマネジャー・相談支援専門員及び医療関係機関との連携を強化し、支援 内容(サービス等利用計画案等)を充実していきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標	
①在宅介護医療の充実	医療関係機関	協議の場の 件数			
	主担当課等:住民 地域				
②退院調整ルールの 推進	ケアマネジャー 医療関係機関	対応件数			
	主担当課等:住民福祉課・社会福祉協議会 相談支援事業所・地域包括支援センター				
③在宅での服薬支援	在宅にて、服薬管	理指導を実施できる	6体制を整備する。	訪問件数	
	主担当課等	主担当課等:住民福祉課・社会福祉協議会・ 地域包括支援センター・ならは薬局			

(20) 支え合い活動 (見守り) の創出

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

(15) ボランティア体験から福祉人材の開発、(18) 地域包括ケアシステムの強化に もあげたように、「助け合い」「支えあえる」地域づくりが求められています。

アンケートでは、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについて、「いない」が50.8%と半数を超えて多くなっています。

また、現在障がい者、ご家族等の親の会も休止中であり、再整備の必要性があります。

施策の方向

民生児童委員や生活支援相談員による訪問を継続しつつ、住民同士の支え合い活動 にも着目し地域づくりを行っていきます。併せて、休止中の親の会など、障がいのあ る方、家族同士の支え合いの活動についても再検討していきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①民生児童委員や生活 支援相談員などによる				
見守りの推進				
76 -1 7-01EXE	主担当課等:イ	主民福祉課・社会福	祉協議会	
②近隣の方による見守り	地域(行政区等)による見守りの推進			行政区活動
体制の仕組みづくり	郵便局・パトロール隊との連携			
	主担当課等:住民福祉課・総務課			
③親の会(家族会)の	親の会の活動再開の支援を実施			検討会の開催
活動の再開				
	主担当課等:住民福祉課			

(21) 支え合い町づくり推進機能の 仕組みづくり

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

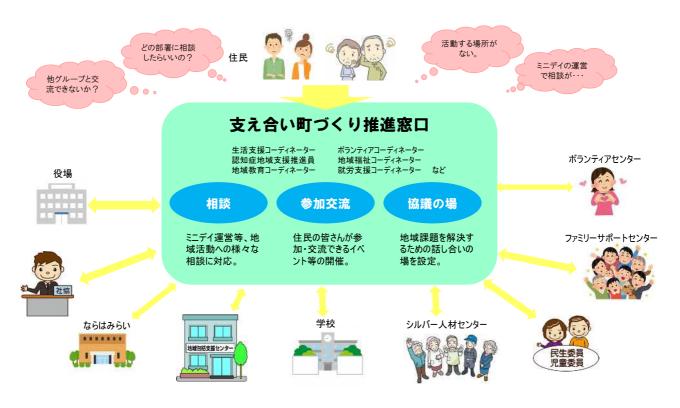
背景

各地域で行政区と協働しながら、住民と一緒に地域づくりをしていくことが必要であり、地域づくりの関心を高め住民相互に活動できる拠点を整備していくことが求められています。

施策の方向

生活支援コーディネーターを中心としてボランティア活動や就労の場の創出等、地域の活性化を図る町づくり推進機能の整備を実施していきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①住民と地域づくりを取り 組む拠点の整備	町づくり	推進機能の拠点整	備	拠点の設置
開金の宗教の日本	主担当課等	:住民福祉課、社会 地域包括支援セン		



出典:住民福祉課

(22) 災害や感染症対策に係る体制 整備

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

近年、災害規模が大きいものが多く、改めて防災対策を検討する必要があります。 アンケートでは、災害などの時の避難場所について、「知っている」が46.2%、「知らない」が44.6%と同程度となっています。また、避難所で困ることとして、「病院での治療が受けられない(投薬や薬の受け取りなど)」が47.7%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が29.2%と多く回答されています。

災害発生時における高齢者や障がい者の独居世帯等の対応方針や感染症対策を明確 にして体制づくりに取り組むことが必要です。

施策の方向

民生児童委員と共同で行う避難行動要支援者名簿の整備を進めます。

自主防災組織の育成や活動へ繋げるため、各地域での住民同士による支え合いの話 し合いの場の設置を検討します。

協議住民・支援者各種団体、行政等の連携体制の整備を進め、防災訓練等での課題 把握に努めます。また、双葉地方地域自立支援協議会とも連携し、福祉関係事業所等 と連携できる体制づくりを検討します。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標	
①避難行動要支援者名 簿の整備	避難行動要支援者名簿の継続的な更新			名簿作成	
冷の正順	- 10 V = 10 Kr /2		A +1 ## ##	名簿定期更新	
		E民福祉課・くらし安全 ・福祉協議会・地域台			
②災害時や感染症対策	災害時における	避難訓練及び対応マ	アニュアルの作成	避難訓練	
に関する対応方針の明				災害対応マニュ アル作成	
確化	主担当課等)			
③相談支援事業所や障	感染症等発生時における必要物資の備蓄及び			対応方針整備	
がい福祉サービス事業	輸送体制整備 感染症対策方	事業所への周 知			
所等と連携し、防災や					
感染症等の対策につい	主担当課等:住民福祉課				
ての周知・啓発					
④災害·感染症発生時	県、町、関係団体が連携した災害・感染症発生時の			組織体制整備	
の支援・応援体制の構	支援・応援体制の構築				
築					
	主担当課等	:住民福祉課・くらし	安全対策課		

(23) 地域における普及啓発の実施

地福	高齢	子ども	健康	地域活動

背景

平成28年に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配 慮の提供」が示されています。

アンケートでは、障がいあることで差別や嫌な思いをした経験について、「ある」が30.8%となっており、差別や嫌な思いをした場所については、「買い物などででかけた外出先」と「仕事を探すとき」が40.0%と多く回答されています。また、福祉のサービス等に関する情報の伝達として、『伝わってこない(「あまり伝わってこない」「伝わってこない」の合計)』が58.5%と半数を超えて多くなっています。また、必要な情報として、「各種サービスの情報」、「医療に関する情報」と「相談できる場所の情報」が30%台と多く回答されています。

障がいのある方がこの地域で安心して生活していくため、障がいに対する理解や合理的配慮といった、普及啓発の活動継続が必要となっています。

施策の方向

差別解消法の取組の一環として広報誌等で周知を図ります。加えて、(14) 誰もが参加しやすい場の推進、(15) ボランティア体験から福祉人材の開発、(20) 支え合い活動(見守り)の創出と一体的に検討し、場、人、活動の視点から障がいに対する理解や合理的配慮の普及啓発を福祉、教育機関と連携して行っていきます。

重点事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価指標
①障がい者差別解消の 強化、広報等での周	障がいに対する理	研修会の開催		
知	主担当課等∶住 相			
②情報保障の推進	知りたい情報が分かりやすく得られるよう、方法、体 制、広報物等の検討を行う。			アンケート (3)相談支援体制と情報提供 (217)
	主担当課等∶住民福祉課		供 (P17) 福祉サービス等 に関する情報伝 達「伝わってきて いる」を 60%まで	
				増やす

関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
地域生活支援拠点の整	地域生活支援拠点整備の体制づくりの推進
備	
障がい者虐待防止の強	障害者虐待防止マニュアルの整備
化	障害者虐待防止事業
差別解消の強化	障害者差別解消に関する普及・啓発
ませけべきなります	要援護者管理システムの活用
地域防災対策の推進 	要支援者個別計画の見直し、登録シートの見直し
防犯・安全対策の推進	緊急通報システムの利用促進
	障がい者のしおり
情報保障の推進	手帳交付時のサービス説明・周知
	双葉郡社会資源マップの活用

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス 第5章 の推進

1. 第6期障がい福祉計画

(1) 基本指針の見直し

令和2年1月に「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児 福祉計画に係る基本指針」の見直し、5月に一部改正する告示が示されました。また、「基 本指針見直しの主なポイント」として、計画に加えるべき方向性が示されました。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3~5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保

- ・福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ·地域移行者数:R元年度末施設入所者の6%以上
- ·施設入所者数:R元年度末の1.6%以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・精神病床の1年以上入院患者数:10.6万人~12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人~4.9万人減)
- ·退院率:3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況 を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- -般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍、就労B型:1.23倍(新) ・就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス を各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療 的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】
- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典:厚生労働省

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の主な見直しのポイント

- ①地域における生活の維持及び継続の推進 ⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ②福祉施設から一般就労への移行等
- ③「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④精神障害にも対応した地域包括ケア
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
- 8障害者の社会参加を支える取組
- 9 障がい福祉サービスの質の向上
- ⑩福祉人材の確保など

(2) 障がい福祉サービスの成果目標の設定

国の示す目標設定、それに対する本町の目標設定と考え方は、それぞれ次の通りです。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の目標設定

令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。

■本町の目標設定と考え方

項目	数值	数値の説明		
令和2年3月 31 日時点の施設入所者数	10 人	令和元年度末の全施設入所者数		
【目標値】地域生活移行者数	3人	施設入所からグループホーム等への 地域移行者数		
【目標值】削減見込者数	3人	令和 5 年度末時点の削減見込者数		

福祉施設入所者の地域生活の移行については、国が定める基本指針に基づいて令和 2年度における数値目標を設定します。双葉郡の現状として在宅に対応できるヘル パー事業所の不足、グループホーム等の不足を考慮し、数値目標を設定しました。

②地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の目標設定

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和2年3月31日時点の整備数	Oか所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標値】地域生活支援拠点等の確保・充実	1か所	令和5年度末時点の整備か所数
令和2年3月31日時点の運用状況の検証・ 検討回数	0回	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】 年1回以上の運用状況の検証及び 検討	3回	令和5年度末時点の検証・検討回数

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れと対応、専門的な対応、地域の体制づくりを行う地域生活拠点を双葉郡内で1か所の設置を目標とします。

③福祉施設から一般就労への移行等

■国の目標設定

●福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。このうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

●一般就労への定着

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割 以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■本町の目標設定と考え方

項目	数值	数値の説明
令和元年度の年間一般就労移行者数	1人	令和元年度の就労移行支援事業等 を通じた一般就労への移行者数①
【目標値】一般就労移行者数	2人	令和5年度の就労移行支援事業等を 通じた一般就労への移行者数②
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般 就労移行者数	1人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 就労移行支援事業を通じた一般就 労移行者数	2人	②のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
令和元年度の就労継続支援 A 型事業を通じた 一般就労移行者数	0人	①のうち、就労継続支援 A 型事業を 通じた一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	1人	②のうち、就労継続支援 A 型事業を 通じた一般就労への移行者数
令和元年度の就労継続支援 B 型事業を通じた 一般就労移行者数	0人	①のうち、就労継続支援 B 型事業を 通じた一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 B 型事業を通じた一 般就労移行者数	1人	②のうち、就労継続支援 B 型事業を 通じた一般就労への移行者数
【目標値】 一般就労移行者数のうち就労定着 支援事業利用者数	2人	②のうち、就労定着支援事業の利用 者数③
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業 所数	Oか所	就労定着支援事業所のうち、令和元 年度の就労定着率が8割以上の事 業所数
令和 5 年度の就労定着支援事業所数(見込)	Oか所	令和5年度の就労定着支援事業所 数(見込)
【目標値】 就労定着率が8割以上になる就労 定着支援事業所数	Oか所	令和5年度の就労定着率が8割以上 となる就労定着支援事業所数

福祉施設から一般就労への移行を図るという考えに基づき、就労移行の支援が円滑 に行われるように、支援の体制を整備し、今後一般就労へスムーズに移行ができるよ う努めます。

④相談支援体制の充実・強化等

■国の目標設定

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域 において、基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施及び地 域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■本町の目標設定と考え方

項目	数值	数値の説明
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	令和元年度の実施の有無
【目標】実施の有無	有	令和 5 年度の実施の有無
地域の相談支援事業者に対する訪 問等による専門的な指導・助言件数	O回	令和元年度の指導・助言件数
【目標値】指導·助言件数	6回	令和 5 年度の指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成 の支援件数	0回	令和元年度の支援件数
【目標値】支援件数	6回	令和 5 年度の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取 組の実施	0回	令和元年度の実施回数
【目標値】実施回数	6回	令和 5 年度の実施回数

⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

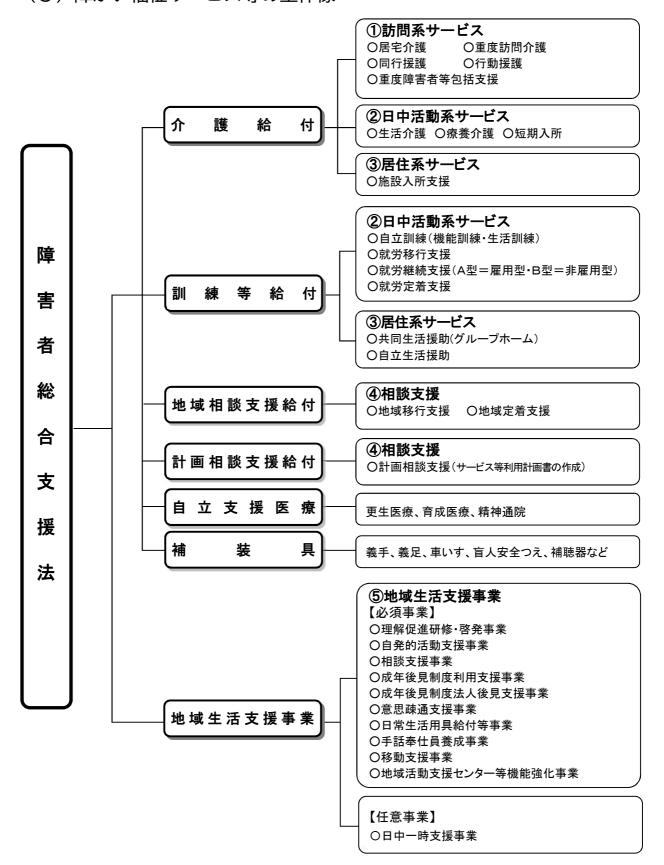
■国の目標設定

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制を構築することを基本とする。

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	0人	令和元年度の参加人数
【目標値】参加人数	1人	令和 5 年度の参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその 結果を活用し、事業所や関係自治体 等と共有する体制の有無	無	令和元年度の体制の有無
【目標】体制の有無	有	令和 5 年度の体制の有無
令和元年度の実施回数	0回	令和元年度の実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和 5 年度の実施回数

(3) 障がい福祉サービス等の全体像



(4) 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

①訪問系サービス

それぞれのサービス内容は次の通りです。

	110000000000000000000000000000000000000
サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人が対象となります。居 宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合 的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が対象となります。 移動時、または、外出先において必要な情報提供や援助を行いま す。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動する時に 生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援 等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする 複数のサービスを包括的に行います。

(第5期計画は上段:計画/下段:実績(年間)、第6期計画は見込み(1月当たり))

	, n = /	第5期計画		第6期計画			
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
	時間分	1,800 1,809	2,000 1,847	2,100 1,886	160	160	173
居宅介護	人分	11	13	14	13	13	14
	時間分	14 1,418	12 1,900	10 1,900	138	228	228
重度訪問介護	时间刀	1,838	1,751 2	1,668	130	220	220
	人分	1 2	1	1	1	2	2
	時間分	150 120	260 126	250 132	11	25	25
同行援護	人分	1	1	1	1	2	2
	時間分	400	400	410	36	72	72
行動援護		410	431	453 1			
	人分	1	1	1	1	2	2
 重度障害者等包	時間分	0	0	0	_	-	_
括支援	人分	0	0	0	-	_	_
	時間分	0 4177	0 4155	4139	345	485	498
合計	人分	18	15	13	16	19	20

【訪問系サービスの見込み方・確保策】

現在の訪問系サービスの利用人数・利用時間数をもとにして、サービスの利用の見込み時間数、精神障がい者の地域移行生活への移行に伴う見込み時間数などから、各年度の目標値時間数を見込みました。

利用希望者に対してヘルパー事業所の数と人材の不足により、十分なサービス体制が確保できていないことが課題となっていることから、ヘルパー事業所の人材確保、研修等を行い、スムーズな提供が行われるよう努めます。

障がいをお持ちの方が、地域で安心した生活を送るために必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、事業者に対し、積極的に各種事業の実施を引き続き働きかけていきます。

②日中活動系サービス

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、おもに昼間に施設で入浴や排せつ、食事の
工程升版	介護や創作的活動などの機会を提供します。
 自立訓練(機能訓練)	身体障がい者等に対して、理学療法、作業療法その他必要なリハビ
口 立 的 小	リテーション、相談及び助言、必要な支援を行います。
	知的障がい者や精神障がい者等に対して、入浴、排せつ及び食事
自立訓練(生活訓練)	等の日常生活に必要な訓練、相談及び助言、必要な支援を行いま
	す。
」 就労移行支援	一般企業などで働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び
がのもり入版	能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型=雇	一般企業などで働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活
用型·B型=非雇用型)	動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を
加工 0至 引雇加工/	行います。
 就労定着支援	一般就労した人の職場定着に向けて、就業に伴う生活面の課題に
加力足有又及	対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などを行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療
水皮기 吱 	養上の管理、看護などを提供します。
短期入所	介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せ
应 为 八川	つ、食事の介護などを行います。

(第5期計画は上段:計画/下段:実績(年間)、第6期計画は見込み(1月当たり))

(%)				第6期計画は見込み(1月当たり)) 第6期計画				
		第5期計画			第6期計画			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	人日分	4,776	4,800	5,280	222	217	212	
生活介護		4,462	4,567	4,674				
	人分	20	20	22	21	22	23	
		19	20	21				
 自立訓練	人日分	0	0	60 0	10	10	10	
(機能訓練)		0	0	1				
((人分	0	0	0	1	1	1	
	1	240	240	240				
自立訓練	人日分	35	192	1,053	263	722	810	
(生活訓練)		3	3	3				
(==7====7=7=7)	人分	1	2	4	4	8	9	
		1,392	1,392	1,632	0.4	40	40	
 就労移行支援	人日分	751	204	55	24	40	40	
机刀物门又扳	人分	6	6	8	3	5	5	
		6	4	3	3	U		
	人日分	180	360	360	0	10	10	
就労継続支援		0	0	0		10	10	
(A型)	人分	1	2	2	. 0	1	1	
		0	0	0		-		
±1, 224 Abb A+ → 1π	人日分	7,896	8,124	8,364	624	640	656	
就労継続支援		6,950	8,138	9,529				
(B型)	人分	32 39	33 39	34 39	39	40	41	
			2	2				
就労定着支援	人分	0	1	1	1	1	2	
		2	2	2				
療養介護	人分	2	1	1	1	1	1	
		0	0	0	_			
短期入所	人日分	0	0	0	0	0	0	
(医療型)	14	0	0	0	0	0	0	
	人分	0	0	0	0	0	0	
	人日分	624	936	1,092	20	20	24	
短期入所	人口刀	337	47	7	20	20	24	
(福祉型)	人分	4	6	7	5	5	6	
	ヘカ	3	4	5			ŭ	

【日中活動系サービスの見込み方・確保策】

生活介護:現在の利用者と地域生活への移行者から、見込み量を算出しました。

機能訓練:現在の施設入所者等を勘案して、1人の利用を見込みます。

生活訓練:新たに利用が見込まれる人数を含めた、地域生活への移行者等を勘案して見込み

量を設定しました。

就労移行支援:現在の利用者と実績を勘案して算出しました。

就労継続A型:今後の利用希望者、就労の相談の状況から第5期期間中の利用を見込みまし

た。

就労継続B型:現在のサービス利用者を基本に算出しました。

就労定着支援: 就労移行支援事業所等からの一般就労者への定着支援を想定して数値を見

込みました。

療養介護:近年の利用状況から見込みを算出しました。

短期入所医療型:現在までの利用者はみられないため、見込んでいません。

短期入所福祉型:現在の利用者数を基本として利用者数の伸びや、新たに必要となったこと

を勘案して見込みました。

③居住系サービス

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
共同生活援助	主として夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上
(グループホーム)	の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し、入浴、排せつ、食事の介
他成八八人及	護などの支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する
日立工心饭切	人に、定期的な巡回訪問などをし、相談・助言などを行います。

(第5期計画は上段:計画/下段:実績(年間)、第6期計画は見込み(1月当たり))

(为6岁时间18上校:时间/ 下校:天候 (干的/、为6岁时间18九处》 (17)当129//									
		Ĵ	第5期計画	i	第6期計画				
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度			
共同生活援助		15	17	18					
(グループホーム)	人分	15	15	15	15	15	17		
施設入所支援	14	8	8	7	10	10	10		
他政人別又按	人分	9	10	11	10	10	10		
		1	1	2		4	4		
自立生活援助	人分	0	0	0	0	'	1		

【居住系サービスの見込み方・確保策】

共同生活援助:現在のサービス利用者を基礎として、サービス利用者の伸びや、地域移行を目指す方を勘案して算定しました。

施設入所支援:現在の施設入所者数を基礎として将来の地域生活への移行に見込まれる利用者等を勘案して算定しました。

自立生活援助:これまで利用はみられませんが、地域移行の状況を勘案し設定しました。 今後の地域移行を目指し、まずは相談支援体制を整備すること、また、サービス実施事業所による グループホームの施設整備を促進し、事業者と協力して進めていきます。

4相談支援

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたって必要となるサービス等利用計画 を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況を検証します。
地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の確保その他必要な支援を行います。
地域定着支援	単身での地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、 緊急の事態等における相談や訪問等を行います。

(第5期計画は上段:計画/下段:実績(年間)、第6期計画は見込み(1月当たり))

			第5期計画	j	第6期計画				
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度			
計画相談支援	1./	66	73	79	60	60	60		
司凹怕談又拔	人分	62	57	52	60	60	60		
 地域移行支援	LA	1	1	2	0		4		
地域移行又按	人分	0	0	0	0	-	I		
	1.7	1	1	2	4	4	1		
地域定着支援	人分	1	1	1	ı	ı	ı		

【相談支援事業の見込み方・確保策】

計画相談支援:訪問系及び日中活動系サービスの利用状況などから見込みました。

地域移行支援:利用はみられませんが、精神科病院からの地域移行及びグループホーム等へ

の入居者等の支援の必要があることから、1人の利用を見込みました。

地域定着支援:現在の利用状況から同程度を見込みました。

障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人が、本人に適したサービスを選択でき、生

活の状況も含めて適切にアドバイスが受けられるように相談支援事業所と連携をします。

⑤地域生活支援事業

【必須事業】

それぞれのサービス内容は次の通りです。

理解促進研修・啓発事業		内容
理解促進研修・啓発事業	サービス名	内容
業	理解促准研修•啓発事	
日発的活動支援事業		
自発的活動支援事業 権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する事業です。法定の福祉サービスの利用が困難な人等へ個別のニーズに合うプログラムなどの提供等を行います。		
日発的活動支援事業 す。法定の福祉サービスの利用が困難な人等へ個別のニーズに合うプログラムなどの提供等を行います。		
す。法定の福祉サービスの利用が困難な人等へ値別のニースに合うプログラムなどの提供等を行います。	 白発的活動支援事業	
障がいのある人や介助者(介護者)等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うための事業を実施しています。 成年後見制度利用支援事業		
相談支援事業		
相談支援事業 に、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うための事業を実施しています。 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 陸外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。		
に、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うための事業を実施しています。 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。 成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提	 相談支援事業	
成年後見制度利用支援 事業 成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。	11000人及事業	に、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地
東学 要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。 成年後見制度法人後見 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提		域のネットワークづくりを行うための事業を実施しています。
事業 要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。 成年後見制度法人後見 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提	 成在後目制度利田支採	
成年後見制度法人後見 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためへルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。		要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全
 成年後見制度法人後見支援事業 に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためへルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提 	学 木	部、または一部を助成する事業を実施しています。
支援事業	成在終目制度法人終目	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体
意思疎通支援事業 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。		に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職によ
意思疎通支援事業 者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。	人版 学术	る支援体制の構築等を行う事業です。
支援を行うサービスです。 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提		聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記
手話奉仕員養成事業 手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。	意思疎通支援事業	者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション
手話奉仕員養成事業 ある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。		支援を行うサービスです。
#話奉仕員養成事業 め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。		手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいの
の、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。 点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提	 	
点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点 日常生活用具給付等事 業	于而举任负贷风事未	め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を
日常生活用具給付等事 字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提		開催し、手話奉仕員を養成する事業です。
業 具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提		
業です。 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提	日常生活用具給付等事	字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用
屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進 移動支援事業 するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービス です。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提	業	具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事
移動支援事業 するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提		業です。
です。 地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提		屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進
地域活動支援センター 障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提	移動支援事業	するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービス
		です。
等機能強化事業供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。	地域活動支援センター	障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提
	等機能強化事業	供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

(第5期計画は上段:計画/下段:実績(年間)、第6期計画は見込み(1月当たり))

(第5期計画は上段:			: 美額(年 第 5 期計画		期計画は見込み(1月当たり)) 第6期計画			
		平成 令和 令和			令和 令和 令和			
			30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
珥	解促進研修・啓発事業	有無			-	無	有	有
É	3 発的活動支援事業	有無				無	有	有
	条幹相談支援センター等 能強化事業	有無		_		有	有	有
住	宅入居等支援事業	有無	_ _	_ _	_ _	有	有	有
成 業	t 年後見制度利用支援事 ŧ	人	1 0	1 0	2	1	1	1
É	1 発的活動支援事業	有無		-	1	無	有	有
	手話通訳者·要約筆記者 派遣事業	有無	_ _	_ _		_	_	_
	手話通訳者設置事業	有無		_ _	_ _	_	_	_
	手話奉仕員養成研修事 業	人	_ _	_ _		0	0	0
	日常生活用具給付等事業 合計)	件	151 147	152 149	155 152	153	155	156
	①介護・訓練支援用具	件	2 0	3 0	3	2	2	2
	②自立生活支援用具	件	0	0	1	1	1	1
	③在宅療養等支援用具	件	0	0	1	1	1	1
	④情報·意思疎通支援用具	件	1 3	1	1	2	1	2
	⑤排泄管理支援用具	件	147 144	147 147	147 150	147	150	150
	⑥居宅生活動作補助用 具(住宅改修費)	件	1 0	1 0	2	0	0	0
		人	13 18	15 10	15 6	630	640	640
移	多動支援事業	利用 時間	195 1,069	230 630	235 371	_	_	_
		箇所		_		3	3	3
地	2域活動支援センター I 型	有無			-	_	_	-
地	2域活動支援センターⅡ型	有無				無	有	有
地	2域活動支援センターⅢ型	有無			_	_	_	_
意	思疎通支援事業	有無	_ _	_ _	–	_	_	-

【地域生活支援事業(必須事業)の確保策】

理解促進研修・啓発事業:必要性等を勘案し、計画期間に実施します。

自発的活動支援事業:必要性等を勘案し、計画期間に実施します。

相談支援事業:基幹相談支援センター等機能強化事業については、郡内8か町村の負担金により、公益法人に委託をして引き続き事業を実施します。

成年後見制度利用支援事業:相談があった場合に対応し、利用を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業:必要性等を勘案し、実施を検討します。

意思疎通線事業:手話奉仕員養成事業などは必要性等を勘案し、実施を検討します。

日常生活用具給付等事業:排泄管理支援用具の利用を主に見込みます。

移動支援事業:利用実績をもとに、微増を見込ます。

地域活動支援センター等機能強化事業:1日あたりの利用人員が10名以上の地域活動支援センターII型の整備を令和4年度目標とし、1か所整備することを目指します。

関係機関や周辺市町と連携し、事業実施に努めます。また、障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせたサービスの実施及び給付に努めます。

【任意事業】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人や発達の支援が必要な児童に対して、日中における 活動の場の提供や就労支援、日常的に介護している家族の一時的 な負担軽減を図る事業です。

(第5期計画は上段:計画/下段:実績(年間)、第6期計画は見込み(1月当たり))

	S	第5期計画	ij	第6期計画			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		17	19	20			
日中一時支援事業		11	10	9			
	利用回数	612	684	720			
		736	538	393			

【地域生活支援事業の確保策】

日中一時支援事業:現在の利用状況をふまえつつ、放課後や訓練の後の過ごす場の必要性などを勘案して見込みました。

事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせたサービスの実施及び給付に努めます。

【その他】

	j	第5期計画	İ	第6期計画			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者虐待防止対策 支援事業	有無				無	無	無
医療的ケア児等総合 支援事業	有無		_		無	無	無
成年後見制度普及啓 発事業	有無				有	有	有
地域生活支援事業の 効果的な取組推進事 業	有無			_ 	無	無	無
重度訪問介護利用者 の大学修学支援事業	有無		_		無	無	無
障害者ICTサポート総 合推進事業	有無	_	_	_	無	無	無
意思疎通支援従事者 キャリアパス構築支援 事業	有無	-	-		無	無	無
地域における読書バリアフリー体制強化事業	有無		-		無	無	無

2. 第2期障がい児福祉計画

(1) 多様なニーズに対応するための障がい児福祉サービスの推進

この計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障がい児を対象とした計画であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられています。町では「子ども・子育て支援事業計画」の中でも、障がい児の支援に関して触れていることから、「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を持ち、更には、障がい児支援の供給体制の整備については、国が定める基本指針に基づき目標を設定します。

なお、策定にあたっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施 を確保するための基本的な指針」に基づき、策定にあたっての留意点を考慮します。

①受け入れ体制の強化

障がいのあるなしに関わらずともに育ち学ぶことができるよう、必要に応じた保育 の担い手の加配人員の配置に努め、受け入れ体制の構築を目指します。

②放課後等の居場所づくり

放課後過ごせる場所や余暇、長期休暇に安心できるサポートを行います。障がい児の放課後預かりや長期休業時の預かりを行います。また、ファミリーサポート事業の再開等、ちょっとした負担感のない手助けができるようなサービスの創出を実現するため、地域での相互援助の仕組みを再構築できるよう進めます。

③移送サービスの充実

福祉サービスを活用するにあたり、児の送迎は、親の大きな負担なっており、ますます需要が高まる傾向にあります。今後、ニーズに応じた移送サービスのあり方について検討していきます。

(2) 障がい福祉サービスの成果目標の設定

国の示す目標設定、それに対する本町の目標設定と考え方は、それぞれ次の通りです。

■国の目標設定

●児童発達支援センターの設置

各市町村に1か所以上(圏域設置可)

●保育所等訪問支援の充実

すべての市町村において体制を構築

●重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の確保

各市町村に1か所以上(圏域設置可)

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的 ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■本町の目標設定と考え方

項目	数值	整備時期
児童発達支援センターの整備	Oか所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末までの整備か所数
保育所等訪問支援事業所の整備	Oか所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末までの整備か所数
重症心身障がい児を主たる支援の 対象としている児童発達支援事業所	Oか所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	Oか所	令和5年度末までの整備か所数
重症心身障がい児を主たる支援の 対象としている放課後等デイサービ ス事業所	Oか所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	Oか所	令和5年度末までの整備か所数
医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の設置	Oか所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】協議の場の数	1か所	令和5年度末までの整備か所数
医療的ケア児等に関するコーディ ネーターの配置	0人	令和元年度末の配置数
【目標値】配置数	人0	令和5年度末までの配置数

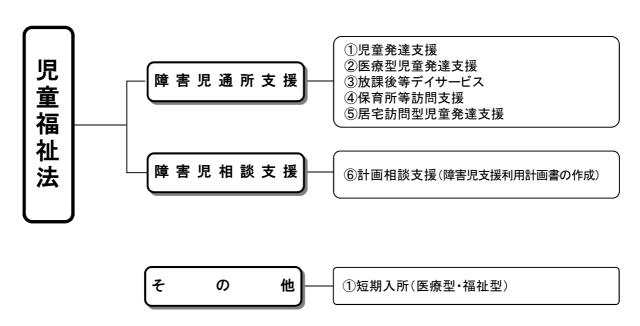
児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指す必要性は認識していますが、現人口や町の状況等を考えると、町独自で児童発達支援センターを設置することは極めて困難です。そこで、双葉地方地域自立支援協議会等を活用しながら、広域的な整備のあり方を模索していきます。また、当面は、現在ある関係施設や社会資源を有効、有機的に結びつけたり、新たな社会資源を開発することにより、支援センター機能に近づけた体制を整備していきます。

専門職員による幼稚園や保育所等への訪問支援を行う保育所等訪問支援について、 郡内でサービスを提供できる事業所がないことから、基幹相談支援センターや障がい 児通所支援事業所等と協力体制を図りながらサービス体制の構築にむけて検討します。

町内及び郡内の復興状況を考慮した場合、新たに事業所を整備することは困難な状態にあると考えられます。今後郡内町村及び相双保健福祉事務所との協議、また双葉地方地域自立支援協議会等内で協議していきます。

町においては、障がい児の個別ケースについてのケア会議については、要保護児童 対策地域協議会を活用していきます。また、広域的な共通課題等については、協議の 場を設置できるよう努めます。

(3) 障がい児福祉サービスの全体像



(4) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練などに加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業日に、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児及び保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、 知識や技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児福祉サービスを利用する児童に、障がい児支援利用計画 案を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況を検証します。

(第5期計画は上段:計画/下段:実績(年間)、第6期計画は見込み(1月当たり))

第5期計画	は上段:	計画/下段					
			第5期計画		第6期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
旧文》生士项	人日分	432 381	600 454	600 541	75	60	63
児童発達支援 	人分	9	10 15	11 25	15	20	21
	人日分	0	0	60	0	0	3
医療型児童発達支援	1.4	0	0	1			_
	人分	0	0	0	0	0	1
+b=== 40 45 = 1 / 11 1 1 1	人日分	1,080 1,392	1,296 1,639	1,368 1,930	230	250	270
放課後等デイサービス	人分	15 16	18 19	19 23	23	25	27
	人日分	12	12	12	0	4	4
保育所等訪問支援	人口刀	1	0	0	U	7	
	人分	1	0	0	0	1	1
 居宅訪問型児童発達支	人日分	0	0	36 0	0	0	0
援	人分	0	0	1	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人分	_		-	0	0	0
医療型障害児入所施設	人分	_	_	_	0	0	0
障害児相談支援	人分	19 14	23 15	27 16	16	17	18
医療的ケア児調整コー ディネーター配置人数	人	_	_	_	0	0	0

		Į.	第5期計画	Î) !	第6期計画	6期計画	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	
保育所の利用を必要とす	人日分	-	_ _	–	69	69	69	
る障がい児数	人分	-		-	3	3	3	
認定こども園の利用を必	人日分	1	-	1	46	46	46	
要とする障がい児数	人分	-	-	-	2	2	2	
放課後児童健全育成事 業を必要とする障がい児 数	人日分				0	0	0	
	人分				0	0	0	
短期入所(医療型)	人日分	_	_	_	7	7	7	
※児童のみ	人分	-		-	1	1	1	
短期入所(福祉型)	人日分				28	28	28	
※児童のみ	人分	_	_ _	_	4	4	4	

【障がい児福祉サービスの確保策】

児童発達支援:サービス事業所不足やマンパワーの不足により、利用が難しいケースも予想 されますが、相談のニーズは高いことから増加をみこみました。各事業所の状況を把握しな がら、一層のサービス提供の整備、充実を図るよう努めます。

医療型児童発達支援:実績はありませんが、今後の利用相談を見込んで設定しました。

放課後等デイサービス: 高等部卒業となる利用者と現在の実績及び今後の就学状況を踏まえて設定しました。

保育所等訪問支援: 実績はありませんが、今後の利用相談を見込んで設定しました。保育所・幼稚園・教育機関・事業所と連携しながら、サービスを利用しやすい体制整備に努めます。

居宅訪問型児童発達支援地:域における重度の障がい児の動向を勘案し、設定しました。サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障がい児等の適切な把握に努めます。

障害児相談支援:児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用増加等の今後を見込んで設 定しました。

【その他】

		第5期計画		第6期計画			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
発達障害児者地域生 活支援モデル事業	有無		_	_	無	無	無
医療的ケア児等総合 支援事業	有無		_	-	無	無	無
発達障害児者及び家 族等支援事業	有無	_ _		-	無	無	無

資 料 編

楢葉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成26年9月1日訓令第29号)

改正

令和2年7月31日訓令第34号

(設置)

第1条 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第9条第3項に定める市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第88条に定める市町村障害福祉計画 (以下これらを「計画」という。) の策定にあたり、楢葉町障害者福祉計画策定委員会 (以下「策定委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定委員会は、委員10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 医療・産業関係機関が推薦する者
- (4) 障害者支援機関が推薦する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(謝金)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は、3年として再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残 任期間とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附即

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月31日訓令第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

楢葉町第3期障がい者計画等の策定経過

	開催日	会議名等	内容
1	令和2年7月2日~ 17日	アンケート調査実施	・障がい者計画等策定に向けたアンケー ト調査
2	令和2年8月26日	第1回楢葉町障害者福祉計画策定委員会	≪全体会≫ ・委嘱状交付 ・町の福祉計画等の策定状況と地域福祉 計画について ・計画策定のスケジュールについて ・計画の理念について ≪各委員会≫ ・計画の基本指針と概要の説明 ・前回計画の評価説明 ・それぞれの立場から普段感じていること
3	令和2年9月30日	第2回楢葉町障害者福祉計画策定委員会	・第1回策定委員会のふりかえり ・地域共生ケア会議・事業所ヒアリング・ アンケートからみえる課題の整理 ・計画の体系と基本目標について ・楢葉町にあると良いものや展望につい て
4	令和2年10月28日	第3回楢葉町障害者福祉計画策定委員会	≪全体会≫ ・第2回策定委員会のふりかえり ・障がい福祉計画及び高齢者福祉計画共 通の課題について ・計画の体系図の確認について ・施策のイメージについて(事例の報告) ≪各委員会≫ ・施策の考え方と基本施策について
5	令和2年11月25日	第 4 回楢葉町障害者 福祉計画策定委員会	・楢葉町第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画素案について